

吉賀町告示第114号

令和5年第3回吉賀町議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年8月15日

吉賀町長 岩本 一巳

1 期 日 令和5年9月8日

2 場 所 吉賀町議会議場

○開会日に応招した議員

桜下 善博君

村上 定陽君

三浦 浩明君

桑原 三平君

河村由美子君

松蔭 茂君

河村 隆行君

大庭 澄人君

藤升 正夫君

中田 元君

庭田 英明君

安永 友行君

○9月13日に応招した議員

○9月14日に応招した議員

○9月15日に応招した議員

○9月27日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和5年 第3回（定例）吉 賀 町 議 会 会 議 録（第1日）

令和5年9月8日（金曜日）

議事日程（第1号）

令和5年9月8日 午前9時02分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 発委第4号 吉賀町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 発議第4号 最低賃金引上げ分への支援で営業を守ることを求める意見書（案）
- 日程第7 認定第1号 令和4年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 認定第2号 令和4年度吉賀町興学資金基金特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 認定第3号 令和4年度吉賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第4号 令和4年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第5号 令和4年度吉賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第6号 令和4年度吉賀町小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第7号 令和4年度吉賀町下水道事業会計決算認定について
- 日程第14 認定第8号 令和4年度吉賀町水道事業会計決算認定について
- 日程第15 報告第3号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第16 議案第46号 吉賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第47号 吉賀町課設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第48号 吉賀町特別会計条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第49号 吉賀町病院事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第20 議案第50号 吉賀町病院事業手数料及び使用料条例の制定について
- 日程第21 議案第51号 吉賀町病院事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について
- 日程第22 議案第52号 吉賀町訪問看護事業所の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第23 議案第53号 吉賀町訪問看護手数料及び使用料条例の制定について

日程第24	議案第54号	吉賀町介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の制定について
日程第25	議案第55号	吉賀町介護老人保健施設手数料及び使用料条例の制定について
日程第26	議案第56号	令和5年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
日程第27	議案第57号	令和5年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）
日程第28	議案第58号	令和5年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
日程第29	議案第59号	令和5年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第2号）
日程第30	議案第60号	令和5年度吉賀町一般会計補正予算（第4号）
日程第31	同意第1号	吉賀町功労表彰者の選定同意について
日程第32	同意第2号	吉賀町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
日程第33	同意第3号	吉賀町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
日程第34	同意第4号	吉賀町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

本日の会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	諸般の報告	
日程第4	行政報告	
日程第5	発委第4号	吉賀町議会委員会条例の一部を改正する条例について
日程第6	発議第4号	最低賃金引上げ分への支援で営業を守ることがを求める意見書（案）
日程第7	認定第1号	令和4年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第8	認定第2号	令和4年度吉賀町興学資金基金特別会計歳入歳出決算認定について
日程第9	認定第3号	令和4年度吉賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第10	認定第4号	令和4年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第11	認定第5号	令和4年度吉賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第12	認定第6号	令和4年度吉賀町小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第13	認定第7号	令和4年度吉賀町下水道事業会計決算認定について
日程第14	認定第8号	令和4年度吉賀町水道事業会計決算認定について
日程第15	報告第3号	健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
日程第16	議案第46号	吉賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第17	議案第47号	吉賀町課設置条例の一部を改正する条例について
日程第18	議案第48号	吉賀町特別会計条例の一部を改正する条例について
日程第19	議案第49号	吉賀町病院事業の設置等に関する条例の制定について
日程第20	議案第50号	吉賀町病院事業手数料及び使用料条例の制定について
日程第21	議案第51号	吉賀町病院事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について
日程第22	議案第52号	吉賀町訪問看護事業所の設置及び管理に関する条例の制定について
日程第23	議案第53号	吉賀町訪問看護手数料及び使用料条例の制定について
日程第24	議案第54号	吉賀町介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の制定について
日程第25	議案第55号	吉賀町介護老人保健施設手数料及び使用料条例の制定について
日程第26	議案第56号	令和5年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
日程第27	議案第57号	令和5年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）
日程第28	議案第58号	令和5年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
日程第29	議案第59号	令和5年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第2号）
日程第30	議案第60号	令和5年度吉賀町一般会計補正予算（第4号）
日程第31	同意第1号	吉賀町功労表彰者の選定同意について
日程第32	同意第2号	吉賀町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
日程第33	同意第3号	吉賀町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
日程第34	同意第4号	吉賀町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

出席議員（12名）

1 番	桜下 善博君	2 番	村上 定陽君
3 番	三浦 浩明君	4 番	桑原 三平君
5 番	河村由美子君	6 番	松蔭 茂君
7 番	河村 隆行君	8 番	大庭 澄人君
9 番	藤升 正夫君	10 番	中田 元君
11 番	庭田 英明君	12 番	安永 友行君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

説明のため出席した者の職氏名

町長	岩本 一巳君	副町長	赤松 寿志君
教育長	中田 敦君	教育次長	大庭 克彦君
総務課長	野村 幸二君	企画課長	深川 竜也君
税務住民課長	山根 徳政君	保健福祉課長	中林知代枝君
医療対策課長	渡邊 栄治君	産業課長	堀田 雅和君
建設水道課長	早川 貢一君	柿木地域振興室長	深川 千恵君
出納室長	村上 恵君		

午前 9 時 02 分開会

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は 12 人です。定足数に達しておりますので、令和 5 年第 3 回吉賀町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程については、ただいまお手元に配付したとおりです。

日程第 1. 会議録署名議員の指名

○議長（安永 友行君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定によって、11 番、庭田議員、1 番、桜下議員を指名します。

日程第 2. 会期の決定

○議長（安永 友行君） 日程第 2、会期の決定の件を議題にします。

議会運営委員長の報告を求めます。5 番、河村由美子議会運営委員長。

○議会運営委員長（河村由美子君） おはようございます。9 月 4 日に議会運営委員会を開催いたしまして、第 3 回定例会の会期は、本日 9 月 8 日より 9 月 27 日までの 20 日間ということに決定いたしました。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） それでは、お諮りをします。本定例会の会期は、ただいまの委員長報告のとおり、本日から 9 月 27 日までの 20 日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、よって、会期は本日から9月27日までの20日間と決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（安永 友行君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日の会議に出席の説明員の職、氏名はお手元に配付したとおりです。

監査委員よりの例月出納検査報告及び議会の動静報告は、お手元の配付資料のとおりです。

日程第4. 行政報告

○議長（安永 友行君） 日程第4、行政報告を行います。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 改めておはようございます。本日、第3回目となります定例会を招集しましたところ、全議員に御出席をいただきまして大変ありがとうございました。

動静報告の前に、本定例会に上程いたします議案等について申し上げておきたいと思います。

今回、上程する議案につきましては、全部で28件となります。

内訳としましては、令和4年度一般会計ほか各会計の決算認定が8件、財政指標等の報告が1件、条例の制定及び一部改正が10件、令和5年度一般会計他各会計の補正予算が5件、功労表彰者の選定同意が1件、並びに固定資産評価審査委員会委員の選任同意が3件というものでございます。

この後順次詳細説明いたしまして上程させていただきますので、いずれの議案につきましても慎重審議の上、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、お手元の資料によりまして、動静報告をさせていただきます。

今回、報告いたしますのは、6月の定例会以降となります。時間の関係もございまして、主な事柄に限定をして報告させていただきます。

まず、6月9日に定例会を招集いたしまして、会期は6月16日まででございました。

11日でございます、津和野街道交流記念セレモニーほかということになっておりますが、今回、津和野街道に連携いたしました、津和野町、吉賀町、並びに廿日市市で包括連携協定の締結をさせていただきまして、これに伴いますセレモニー等が行われたところでございます。

下がりまして17日の土曜日でございます。吉賀高等学校支援協議会の総会を開催いたしました。

19日でございます。鹿足郡防犯連合会の総会がございました。

20日は、石見空港ターミナルビル株式会社の定時株主総会でございます。

2ページに入りますが、6月23日、島根県林業公社定時社員総会、並びに島根県公社造林推

進協議会の通常総会が開催されております。

その下の24日でございますが、これは、県土連、島根県土地改良事業団体連合会の主催になります、ルーラル・ミーティング in しまねが開催されました。

23日には、吉賀町の消防操法大会が大野原で開催されたところでございます。

26日、島根県市町村職員共済組合の組合会、並びに互助会運営委員会が行われております。

28日には、島根県小水力発電協会の通常総会が開催されました。

30日、鹿足郡事務組合の臨時会が招集されております。

7月に入りまして、7月1日、自民党の県連大会、その後には島根県知事と県内町村長との意見交換会、政策に係る意見交換会が行われました。

7月2日は、萩・石見空港開港30周年の記念式典が行われたところでございます。

次のページの4日でございます、島根県町村会の監査、さらにピュアライン岩国・益田観光連絡協議会の総会、意見交換会が開催をされております。

下がっていただきまして、7月9日でございます。元官房長官、元参議院議員であります、青木幹雄先生のお別れ会が出雲市で開催されましたので出席をさせていただきました。

7月10日は、益田広域事務組合の理事会でございます。

11日は、益田地区各種期成同盟会の島根県要望ということで、島根県知事、島根県議会の議長、並びに島根県本庁の部局長のほうへの要望活動を行っておるところでございます。

7月12日でございます。高津川漁業振興協議会の役員会、並びに通常総会、講演会が行われております。

7月13日、玄三庵訪問、大阪でございます。これは大阪市内に5店舗を展開しておられます飲食店でございますが、こちらのお米が吉賀美玉を全量使っていただくということでございますので、そのお礼と今後のお願いについてお伺いをさせていただきました。

7月14日は、島根県物産観光館ほかを訪問をしております。

それから、次のページに入っておりますが、7月18日でございます。益田地区広域市町村圏事務組合議会の臨時会が招集されました。

7月19日には、全国水源の里連絡協議会の役員会・総会・特別講演会が東京で行われております。

21日には、益田地区各種期成同盟会の要望活動、並びに、モンベル広島紙屋町店の訪問と、在広島県人会の総会、これは本年が設立70周年記念大会ということで開催をされております。

24日でございます。島根県町村会定期総会、町村長研修会、意見交換会が飯南町で開催されました。

なお、この定期総会におきまして次期の役員選出も行われまして、今回、島根県の町村会の会

長には隠岐の島町の池田町長、それから副会長には私と飯南町の塚原町長が就任をさせていただいたということで、任期につきましては向こう２年間となります。

７月２６日、益田地区各種期成同盟会の中央要望活動ということで上京させていただきました。

７月３０日でございます。益田広域圏消防大会が津和野町で開催されました。それから、松江へ出かけまして、島根大学材料エネルギー学部を設置記念事業式典等へ出席をさせていただきました。

７月３１日でございます。島根県国保連の通常総会が行われました。

８月に入りまして、中国道の駅連絡協議会の総会と研修会。

２日は、鹿足土木協会の要望活動総会、意見交換会であります。

３日につきましては、全国水源の里連絡協議会の中央の要望活動ということで上京させていただいております。

８月４日でございます。六日市病院の職員説明会を病院で行いました。

８月７日であります、ＮＰＯ法人日本に健全な森をつくり直す委員会、それから吉賀町共催によりますセミナーを広島のモンベル広島紙屋町店で開催をしたところでございます。

８月１１日には、萩・石見空港大阪線の運航初日ＰＲ、併せまして利用者７０万人目の達成記念セレモニーを行いました。

８月１４日、吉賀町ふるさと夏祭り、１５日には、吉賀町の成人式を挙行したところでございます。

８月１６日であります。津和野土木事業所への要望活動ということでございますが、これは福川川の坂本頭首工の改修についての要望であります。

１７日は、全国町村下水道推進協議会の島根県支部総会が行われております。

次のページでございます。１８日でございますが、島根県土地改良事業団体連合会の管内別業務説明会と意見交換会が津和野町で開催されました。

２０日は、吉賀町消防団の夏季訓練が大野原で行われております。

８月２２日、早朝でございましたが建物火災の対応をしております。それから、島根県立大学の支援協議会の総会と意見交換会が行われました。

２３日であります、一般社団法人高津川てらすの主催によります「自分ごと会議」のほうへ出席をさせていただきました。

２５日であります、島根県知事ほか面会、これは医療政策関連ということで六日市病院に関わるものでございます。その後、島根県町村会としての島根県知事ほかの要望活動、挨拶回り等させていただきました。

２７日には、恒例のコウヤマキ自生林の観察会が開催をされましたので、そちらのほうへ出席

をしております。

28日につきましては、29日も同様でございますが、六日市病院職員説明会を六日市基幹集落センターのほうで行いまして、双方で約100人近い職員の方が出席をしていただいたところでございます。

最後のページでございます。8月30日でございます。一般社団法人高津川てらす主催の「自分ごと会議」のほうへ出席をいたしました。

31日は、町議会の全員協議会が開催をされました。

9月に入りまして、高津川森林組合25周年記念式典並びに講演会、祝賀会が行われました。

9月4日であります。光輝病院、ヨシワ工業の訪問を行っております。いずれも今回の事務を進めております、医師住宅、看護師医療等々の状況のお願い、併せましてその利活用についてのことでこちらの方へ訪問したところでございます。

9月6日でございます。島根県町村会の中央要望活動ということで上京いたしまして、先ほど申し上げました正副会長3人、島根県町村会の事務局長、次長の都合5人で要望活動を行いまして、主には総務省、それから地元選出の国会議員の先生方のところへの要望を行ったところでございます。

以上でございます。

日程第5 発委第4号

○議長（安永 友行君） 日程第5、発委第4号吉賀町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。5番、河村由美子議会運営委員長。

○議会運営委員長（河村由美子君） 発委をいたします。

発委第4号、令和5年9月8日、吉賀町議会議長安永友行様。提出者、議会運営委員会委員長河村由美子。

吉賀町議会委員会条例の一部を改正する条例について。

標記の議案を別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第109第6項及び、吉賀町議会会議規則（平成17年吉賀町議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出いたします。

理由といたしまして、委員会の傍聴の取り扱いについては、吉賀町議会傍聴規則（平成17年吉賀町議会規則第2号）に委ねることとしたため、傍聴に関する規定を委員会条例から削除する必要がある、ということです。

吉賀町議会委員会条例の一部を改正する条例、吉賀町議会委員会条例（平成17年吉賀町条例

第194号)の一部を次のように改正する。

第17条を次のように改める。第17条削除。附則、この条例は、公布の日から施行する。

新旧対照表があるんですけども、現行は、第17条に「委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。」「2に、委員長は、必要があると認めるときは傍聴人の退場を命ずることができる。」ということになっておりましたが、いずれもこれを削除するということでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

提案者に対しての質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第5、発委第4号吉賀町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

念のために申し上げます。押しボタン式による評決においては、所定の時間内にボタンを押さなかった場合は、申し合わせ事項により棄権とみなすこととなっております。各自、自分が選択したボタンのライトが点灯しているか確認をしていただきたいと思います。

それでは採決します。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。全員賛成です。したがって、本案は原案どおり可決をされました。

賛成（11名）

桜下 善博君

村上 定陽君

三浦 浩明君

桑原 三平君

河村由美子君

松蔭 茂君

河村 隆行君

大庭 澄人君

藤升 正夫君

中田 元君

庭田 英明君

反対（0名）

日程第6．発議第4号

○議長（安永 友行君） それでは、日程第6、発議第4号最低賃金引上げ分への支援で営業を守
ることを求める意見書（案）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） それでは、ただいま議題となりました発議第4号につきまして、
読み上げて提案をさせていただきたいと思います。

発議第4号、令和5年9月8日、吉賀町議会議長安永友行様。提出者、吉賀町議会議員藤升正
夫。

最低賃金引上げ分への支援で営業を守ることが求める意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

理由といたしまして、最低賃金が上がることによって、賃金の支払いが困難となるため、雇用
契約の解除、労働時間の短縮、設備投資の縮小など経営へのマイナスが生じる可能性が指摘され
ています。賃金の引上げ分以上を直接支援することによって経営と雇用を守り地域経済を支える
ためであります。

なお、財源につきましては、500兆円を超えて増え続ける大企業の内部留保に対し、賃上げ、
設備投資分を控除した上で毎年2%、5年間の時限的課税で10兆円の財源をつくり、これを最
低賃金引上げと中小企業・小規模事業者の支援に充て、経済の好循環をはかることで税収をあげ
る道を開くことが出来ると考えております。

それでは、本文のほうに入らせていただきます。

最低賃金引上げ分への支援で営業を守ることが求める意見書（案）。

島根県の今年の最低時給は前年に比べ47円上がり、904円に決まりました。賃金上がる
ことは大変喜ばれることで、地域経済に好影響を与えてくれると期待する一方で、農業、飲食業
など最低賃金で雇用している非正規労働者が多い企業、事業所では、人件費が増えることに大き
な不安を抱えています。

人件費をこれまでと同じ水準にするために、労働時間・労働日数の短縮、場合によっては労働
契約解除まで検討せざるを得ず、正社員の維持や雇用にまで影響が及びかねません。

機械化できる部分への設備投資も考えられますが、日本商工会議所の調査では、最低賃金の引
きげとなった場合に経営への影響があると回答した企業のうち、42.1%がその対応策として

設備投資の抑制等を選択していることから、他産業への影響も懸念されます。

厚労省には「最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業」があり大いに活用されることと期待されますが、直接人件費に使えるお金ではないことから、使い勝手が良いとは言えません。

事業が赤字でも支払わなければならない従業員と雇用主の社会保険料及び、実際の賃金引上げ分への支援を行い、地域経済を支える事業者を支えることが今求められています。

国会並びに政府におかれましては、中小企業・小規模事業者への支援を拡充し、直接人件費等に使えるお金を支援し、経済の好循環を図れるよう積極的な施策を実行されるよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先といたしまして、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣としておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 提案者の提案理由の説明は終わりました。

提案者に対する質疑はありませんか。4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） この藤升議員から出されました意見書（案）ですが、この中の理由で、財源のことですが、500兆円を超えた内部留保、このことについて、根拠となる詳細説明を求めたいと思います。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 内部留保につきましては、これまでもネット等でも出されております。

なおかつ、これにつきましては資本金10億円以上の大企業での内部留保としておるところでありまして、この内部留保の中には引当金等を含めてありますが、前年度末のところでは国の統計、財務省の、ちょっと対象を忘れましたけども、統計的にも出ておりますので、またそれも御確認願えたらと思います。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 最低賃金引上げに関しては大変いいことだと思うんですけど、ただ、農業者にとって農業生産物は値上がりしていないんですよね。それで賃金が上がると大変苦しくなるということが事実です。その辺で何か補助金等を考えておられるのかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 具体的な補助金というわけではなく、この意見書（案）で示しているとおり、例えば社会保険料、農業生産者で国民健康保険に加入しておられる方については、その国民健康保険料への支援、そういうものが具体的にここに示しておりますが、それ以外の部分としては今、私からは、人を雇用しているところへの問題を取り上げておりますので、生産者

個人に対してそれ以外の直接的なものを求めているわけではありません。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、ここでお諮りをします。本件については、所管の経済常任委員会に付託し会期中の審査とすることにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、本件については、所管の経済常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定をしました。

日程第 7. 認定第 1 号

日程第 8. 認定第 2 号

日程第 9. 認定第 3 号

日程第 10. 認定第 4 号

日程第 11. 認定第 5 号

日程第 12. 認定第 6 号

日程第 13. 認定第 7 号

日程第 14. 認定第 8 号

○議長（安永 友行君） 日程第 7、認定第 1 号令和 4 年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第 14、認定第 8 号令和 4 年度吉賀町水道事業会計決算認定についてまでを一括議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、認定第 1 号から認定第 8 号までを上程をさせていただきます。

認定第 1 号令和 4 年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度吉賀町一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 8 日提出、吉賀町長岩本一巳。

認定第 2 号令和 4 年度吉賀町興学資金基金特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度吉賀町興学資金基金特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 8 日提出、吉賀町長岩本一巳。

認定第 3 号令和 4 年度吉賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治

法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、令和４年度吉賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和５年９月８日提出、吉賀町長岩本一巳。

認定第４号令和４年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、令和４年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和５年９月８日提出、吉賀町長岩本一巳。

認定第５号令和４年度吉賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、令和４年度吉賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和５年９月８日提出、吉賀町長岩本一巳。

認定第６号令和４年度吉賀町小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、令和４年度吉賀町小水力発電事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和５年９月８日提出、吉賀町長岩本一巳。

認定第７号令和４年度吉賀町下水道事業会計決算認定について、地方公営企業法（昭和２７年法律２９２号）第３０条第４項の規定により、令和４年度吉賀町下水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和５年９月８日提出、吉賀町長岩本一巳。

認定第８号令和４年度吉賀町水道事業会計決算認定について、地方公営企業法（昭和２７年法律２９２号）第３０条第４項の規定により、令和４年度吉賀町水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和５年９月８日提出、吉賀町長岩本一巳。

上程いたしました認定第１号から認定第７号につきましては出納室長、それから、最後の認定第８号につきましては建設水道課長の方からそれぞれ詳細説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、詳細説明を求めます。

認定第１号から認定第７号については、村上出納室長から説明をしてもらいます。村上出納室長。

○出納室長（村上 恵君） おはようございます。それでは、令和４年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算書、下水道事業会計決算書の御説明を申し上げます。

参考資料と決算書で御説明を申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

前年度は参考資料と決算書を交互に見ていただいていたと思いますが、今年度は先に参考資料を御説明させていただき、その後決算書で主な増減要因について御説明させていただきます。また、下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計につきましては、令和4年度より公営企業会計となりましたので、吉賀町下水道事業決算書での御説明とさせていただきます。

タブレットで御覧いただきます方につきましては、会計ごとにフォルダーが分かれておりますので御注意ください。

初めに一般会計決算についてです。参考資料2ページ、グラフにつきましては、3ページを御覧ください。

では、参考資料2ページ中段を御覧ください。一般会計の歳入決算額は74億8,539万8,615円、前年度比5億5,536万2,944円、6.9%の減です。下段の歳出決算額は71億9,403万363円。前年度比5億6,662万7,818円、7.3%の減となり、歳入歳出ともに前年度より大幅な減額となりました。

歳入で増額している項目につきましては、金額の多い順から繰越金約1億1,300万円、県支出金約7,500万円、地方交付税約3,500万円となっています。また、歳入で減額している項目につきましては、金額の多い順から町債約4億4,000万円、国庫支出金約1億8,700万円、諸収入約1億2,900万円となっており、歳入の減額につきましては79%が町債となっています。

次に、歳出です。参考資料2ページ下段、グラフにつきましては3ページ下段を御覧ください。歳出で増額している項目につきましては、金額の多い順から教育費約2億4,700万円、土木費約1億3,300万円、災害復旧費約7,800万円となっています。また、歳出で減額している項目につきましては、金額の多い順から消防費約3億600万円、商工費約2億7,800万円、農林水産業費約1億7,000万円となっており、歳出の減額につきましては54%が消防費となっています。

次に、興学資金基金特別会計決算の御説明を申し上げます。参考資料4ページ上段、グラフにつきましては5ページ上段を御覧ください。参考資料4ページ、歳入及び歳出決算額1,323万8,090円となり、前年度比116万9,992円、9.7%の増となりました。増額の要因につきましては、後ほど決算書で御説明させていただきます。

次に、国民健康保険事業特別会計決算の御説明を申し上げます。参考資料4ページ中段、グラフにつきましては5ページ中段を御覧ください。参考資料4ページ、歳入決算額7億5,140万1,536円、前年度比3,306万5,495円、4.2%の減です。下段の歳出決算額7億3,252万3,574円、前年度比3,574万7,077円、4.7%の減となりました。

歳入で増額している項目は繰越金と諸収入のみで、他の項目は減額となっており、県支出金が

約2,100万円減額となっています。歳出で増加している項目は保険事業費と諸支出金のみで他の項目は減額となっており、保険給付費が約2,700万円減額となっています。

次に、後期高齢者医療保険事業特別会計決算の御説明を申し上げます。参考資料は6ページ上段、グラフにつきましては7ページ上段を御覧ください。参考資料6ページ、歳入決算額2億5,516万8,386円、前年度比105万3,621円、0.4%の減です。歳出決算額2億5,462万2,572円、前年度比115万9,165円、0.5%の減となりました。

歳入で増額している項目は保険料と諸収入のみで他の項目は減額となっており、繰入金が約720万円減額となっています。歳出で増額している項目は総務費のみで他の項目は減額となっており、広域連合納付金が約170万円減額となっています。

次に、介護保険事業特別会計決算の御説明を申し上げます。参考資料6ページ中段から、グラフは7ページ下段を御覧ください。参考資料6ページ、歳入決算額12億4,445万6,877円、前年度比2,854万7,091円、2.3%の増です。歳出決算額11億7,287万6,498円、前年度比6,960万9,632円、6.3%の増となりました。

歳入で増額している項目は繰越金と諸収入のみで、他の項目は減額となっており、繰越金が約8,200万円増額となっています。歳出で減額している項目は総務費と保険給付費のみで他の項目は増額となっており、諸支出金が約6,400万円増額となっています。

次に、小水力発電事業特別会計決算の御説明を申し上げます。参考資料8ページ。グラフにつきましては、9ページを御覧ください。参考資料8ページ、歳入決算額6,144万1,192円、前年度比92万4,542円、1.5%の減です。歳出決算額6,124万8,975円、前年度比97万6,100円、1.6%の減となりました。減額の要因につきましては、後ほど決算書で御説明を申し上げます。

次に、決算書により主な増減要因の御説明をさせていただきます。

令和4年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算書を御覧ください。

まずは、一般会計歳入の町税です。決算書17ページ、中段を御覧ください。固定資産税収入済額が、償却資産などの増加により約3,060万円増の2億5,151万9,635円となり、増額の主な要因となりました。

次に、地方特例交付金です。決算書21ページ、下段を御覧ください。新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金が約4,130万円減の72万6,000円となり、減額の主な要因となりました。

次に、地方交付税です。決算書21ページ、下段を御覧ください。特別交付税が、地域おこし協力隊、集落支援などにより約4,370万円増の4億6,009万4,000円となり、増額の主な要因となりました。

次に、分担金及び負担金です。決算書は25ページになりますが、今年度の決算では記載のない、唐人屋トンネル補修事業に係る土木費負担金が2,876万9,400円減となり、減額の主な要因となりました。

次に、国庫支出金です。決算書は33ページになりますが、今年度決算書では記載のない、衛生費国庫負担金の二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金が1億7,031万円減となり、減額の主な要因となりました。

次に、県支出金です。決算書41ページを御覧ください。農業費県補助金、38農村地域防災減災事業費交付金が約1,704万円増の2,800万円となり、増額の主な要因となりました。

次に、繰越金です。決算書51ページを御覧ください。01純繰越金約1億2,030万円増の2億6,009万2,358円となり、増額の主な要因となりました。

次に、諸収入です。決算書53ページ中段を御覧ください。総務管理費雑入、17返還金約1億4,700万円減の1万820円となり、減額の主な要因となりました。

次に、町債です。決算書55ページ下段を御覧ください。普通建設事業費に係る町債発行額の減少などにより、収入済額が約4億4,060万円減の7億9,694万6,000円となりました。

次に、一般会計の歳出です。まずは、総務費、決算書71ページ中段を御覧ください。財産管理費、01本庁舎管理費02改修工事費。これは、議場システム改修工事などによるものですが、約1,150万円増の1,256万2,000円となり、増額の主な要因となりました。総務費の減額につきましては、決算書73ページ中段を御覧ください。12減債基金積立金が約1億9,980万円減の8,236円となり、減額の主な要因となりました。

次に、民生費です。決算書95ページ中段を御覧ください。10住民税非課税世帯給付金は8,200万円減の1,550万円ですが、その下の10電力・ガス・食料品等価格高等緊急支援給付金は前年度はありませんでしたので、4,970万円の増となっています。

また、決算書107ページを御覧ください。10の子育て世帯への臨時特別給付金は、7,290万円減の10万円となり、減額の主な要因となりました。

次に、衛生費です。決算書117ページ下段を御覧ください。03新型コロナウイルスワクチン接種事業費約2,250万円減の5,290万857円となり、減額の主な要因となりました。

次に、農林水産業費です。決算書は135ページになりますが、今年度決算書では記載のない、前年度、ふれあい会館へのレジリエンス強化工事で計上されていました農業振興施設整備事業費の改修工事費が1億7,940万5,600円減となり、減額の主な要因となりました。

次に、商工費です。決算書は149ページになりますが、今年度決算書では記載のない、前年度、むいかいち温泉ゆ・ら・らレジリエンス強化型ZEB化工事で計上されていました健康増進

交流促進施設整備事業費、改修工事費が２億４，６３０万９，８００円減となり、減額な主な要因となりました。

次に、土木費です。決算書１５３ページ下段を御覧ください。下水道事業会計繰出金約９，０５０万円増の２億５１３万円となり、増額の主な要因となりました。

次に、消防費です。決算書は１６５ページになりますが、今年度の決算書では記載のない、前年度、防災行政無線設備整備事業費で計上されていましたが防災設備等整備事業費が２億７，８９９万６８０円減となり、減額の主な要因となりました。

次に、教育費です。決算書１７７ページ上段を御覧ください。蔵木小学校改修工事の小学校施設整備事業費約２億４，３４０万円増の２億５，６６９万４，９００円となり、増額の主な要因となりました。

次に、災害復旧費です。決算書１９５ページ中段を御覧ください。支出済額が台風１４号の影響で被災箇所が多かったことにより、約７，７９０万円増の１億４，８０８万１，９８４円となりました。

次に、興学資金基金特別会計決算の主な増額要因の御説明を申し上げます。

歳入につきましては、決算書２０９ページ下段を御覧ください。０１興学資金基金貸付金元利収入１０３万円増の５９４万円となり、増額の主な要因となりました。

歳出につきましては、決算書２１１ページ中段を御覧ください。基金積立金約８１万円増の５９８万９０円となり、増額の主な要因となりました。

次に、国民健康保険事業特別会計決算の主な増減要因の御説明を申し上げます。

歳入につきましては、決算書２２３ページ中段を御覧ください。県支出金、普通交付金、０１一般被保険者分、被保険者の減少により約２，７２０万円減の５億３，５８６万８，５６１円となり、減額の主な要因となりました。

歳出につきましては、決算書２３１ページ上段を御覧ください。保険給付費、療養諸費、０１一般被保険者療養給付費、被保険者の減少により約２，４６０万円減の４億５，５２４万６，２４１円となり、減額の主な要因となりました。

なお、被保険者の減少は、団塊の世代の方が７５歳となり、国民健康保険から後期高齢者医療保険へ移行されたことが影響をしております。

次に、後期高齢者医療保険事業特別会計決算の主な増減要因の御説明を申し上げます。

歳入につきましては、２４７ページ上段を御覧ください。被保険者等の増加などにより、保険料は約３００万円増の７，０４９万９，８００円となりました。また、２４７ページ下段の繰入金につきましては、約７５０万円減の１億１，８６９万４，０８０円となり、減額の主な要因となりました。

歳出につきましては、決算書251ページ中段を御覧ください。01後期高齢者医療広域連合納付金、約170万円減の2億5,210万2,672円となり、減額の主な要因となりました。

次に、介護保険事業特別会計決算の主な増減要因の御説明を申し上げます。

歳入につきましては、263ページ中段を御覧ください。支払基金交付金、01現年度分介護保険給付費交付金約1,680万円減の2億5,673万7,000円となり、減額の主な要因となりました。また、増額の主な要因につきましては、265ページ、下段を御覧ください。繰越金、約8,270万円増の1億1,264万2,920円となります。

歳出につきましては、決算書283ページ中段を御覧ください。諸支出金、01国県支払基金返還金約6,490万円増の7,977万1,878円となり、増額の主な要因となりました。

次に、小水力発電事業特別会計決算の主な増減要因の御説明を申し上げます。

歳入につきましては、決算書293ページ上段を御覧ください。01の売電料約87万円減の6,129万8,334円となり、減額の主な要因となりました。

歳出につきましては、決算書は295ページになりますが、今年度決算書では記載のない、前年度の小水力発電所の階段や手すりなど建設工事費が204万500円減となり、減額の主な要因となりました。

次に、実質収支に関する調書の御説明を申し上げます。

決算書298ページを御覧ください。

一般会計につきましては、1の歳入総額から2の歳出総額を引いた、歳入歳出差引額は2億9,136万8,000円ですが、翌年度への自主財源の繰越しが6,094万3,000円ありますので、この実質収支額は、2億3,042万5,000円となります。

決算書299ページ、興学資金基金から、303ページの小水力発電事業の各特別会計につきましては、歳入歳出差引額と実質収支額は同額となっておりますので、御確認をください。

次に、財産に関する調書の御説明を申し上げます。

決算書304ページを御覧ください。

(1) 土地及び建物の異動について御説明を申し上げます。

まず、土地についてです。一番左に縦書きで、1行政財産、2普通財産の欄があります。1行政財産、その他の施設、544.51平米につきましては、河川改良及び町道改良工事に伴う購入です。その他の616.77平米につきましては、源泉地としての購入です。

次に、建物の増減についてです。1行政財産、木造公営住宅319.04平米につきましては、横立団地の新築による増です。非木造の小学校につきましては、蔵木小学校の倉庫竣工分が24平米、解体分が40平米あり、差引き16平米のマイナス計上となりました。その下の公営住宅636.34平米につきましては、新横立団地3棟の解体によりマイナス計上となりました。

次に、決算書３０５ページを御覧ください。

（２）山林です。面積につきましては、地役権が７１，２００平米マイナス計上、立木は増加率５％で計上しており、所有分は７，６１３立米の増、地役権分は７，８３２立米の増と１，３５９立米の減があり、差引きで６，４７３立米の増となっています。

（３）物権の、温泉権につきましては、はとの湯荘分の６３．７７平米の増があり、前年度末の残高は７０．３７平米となっています。

（４）の有価証券につきましては、変動はありませんでした。

次に、決算書３０６ページを御覧ください。

（５）出資による権利につきましては、新たに下水道事業会計へ３，８００万円計上されています。

次に、決算書３０７ページから３０９ページ、２の物品につきましては、１件が１００万円以上のものを掲載しております。増減の詳細や決算年度末現在高は表のとおりとなりますので、御確認をください。

次に、決算書３１０ページを御覧ください。３、債権についてです。一番右側の決算年度末現在高は、令和５年３月３１日現在の残高です。社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付金につきましては、年度末残高は３，７４４万２，６００円です。サンエム定住促進施設建設貸付金につきましては、年度末残高１，３００万円となります。

次に、決算書３１１ページからの４、基金です。これも令和５年３月３１日現在高です。令和４年度出納整理期間中は含まれておりませんので、御注意ください。これは、債権や基金は自治体の財産であり、加えて、財産には出納整理期間というものはなく、全て３月３１日で経理するよう自治法の定めがあるためです。

各基金とも、利子及び積立金による増額、取崩しによる減額、決算年度末残高は表のとおりとなりますので、御確認ください。

決算書３１２ページを御覧ください。令和５年３月３１日現在の全基金の合計額につきましては、３３億９，１０９万２，９０６円です。

次の３１３ページから３１５ページにつきましては、参考資料として、令和５年５月３１日現在の債権及び基金の内容を記載してあります。

決算書３１５ページを御覧ください。令和５年５月３１日現在の全基金の合計額につきましては、３４億２，３３５万９，８９７円です。参考ですので、御覧いただければと思います。

以上で、令和４年度一般会計及び特別会計決算の御説明を終わらせていただきます。

続きまして、令和４年度より公営企業会計となりました下水道事業会計決算書につきまして、御説明を申し上げます。

令和4年度下水道事業会計決算書を御覧ください。

要点のみ、かいつまんでの御説明とさせていただきます。

では、決算書4ページを御覧ください。収益的収入の収益決算額は3億448万4,381円となり、支出は2億9,235万5,242円となりました。

次に、5ページを御覧ください。資本的収入決算額は7,026万円となり、支出は1億7,163万2,919円となりました。支出は企業債償還金となります。

次に、6ページを御覧ください。特例的収入は、法適用前の令和3年度以前に発生した債券です。内訳は、過年度下水道使用料収入で、決算額は166万1,250円です。特例的支出は、法適用前に契約を行い、支払いが法適用後になったものや適用後に請求になったものなどで、3月分の電気代や時間外手当などがあり、決算額は1,506万4,966円となりました。

次に、7ページを御覧ください。損益計算書についてです。営業収益4,597万4,160円に対し、営業費用2億6,056万8,526円となり、2億1,459万4,366円の営業損失となりました。営業費用の主なものは、下水道管の修繕費や電気代などになります。

次に、営業外収益2億5,392万387円に対し、営業外費用2,424万8,917円となり、2億2,967万1,470円の経常利益となり、当年度純利益は1,219万3,416円となりました。特別損失は、288万3,688円あり、営業収支と営業外収支、特別損失の合計1,219万3,416円が当年度純利益となっております。

次に、8ページを御覧ください。剰余金計算書についてです。当年度変動額のうち、資本金につきましては、一般会計からの出資金を繰り入れております。未処分利益剰余金につきましては、先ほど説明しております純利益を計上しております。

次に、9ページを御覧ください。剰余金処分計算書（案）についてです。これは、未処分利益剰余金の処分内容です。令和4年度は、法適用化直後ということもあり、突発的な事案が発生した際の、言わば運転資金として、使途や目的などを特定せず繰り越したいと考えています。各種立金への積立ては、次年度以降経営状況を見ながら検討し、御提案していきたいと考えています。

次に、10ページを御覧ください。貸借対照表についてです。資産合計41億5,640万6,278円、負債合計35億5,559万2,445円で、資本合計は6億81万3,833円となっております。

次の11ページから24ページにつきましては、下水道事業の詳細となりますので、説明は割愛させていただきます。

次に、25ページを御覧ください。キャッシュ・フロー計算書です。キャッシュ・フローは、営業活動、投資活動、財務活動から発生しますが、資金期末残高は5,655万6,280円となります。この金額は、10ページの貸借対照表の資産の部、流動資産、現金預金の5,655万

6,280円となります。

次の26ページから33ページにつきましては、款、項、目、節ごとの明細書及び固定資産明細書、企業債明細書になっておりますので、説明は割愛させていただきます。

以上で、令和4年度吉賀町下水道事業会計決算書の御説明を終わらせていただきます。

○議長（安永 友行君） 決算認定の第8号もまだあるんですが、時間がかかなりたつようですので、ここで10分間休憩します。

午前10時11分休憩

.....

午前10時21分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

決算認定の認定第8号からが残っておりますので、認定第8号は早川建設水道課長より報告をいただき、説明をもらいます。早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） それでは、認定第8号令和4年度吉賀町水道事業会計決算認定につきまして、詳細説明をさせていただきます。

吉賀町水道事業会計決算書11ページをお開きいただきたいと思います。附属書類というページになってございますが、1ページ進んでいただきまして12ページでございます。

令和4年度吉賀町水道事業報告に従って説明をさせていただきたいと思います。なお、説明の中では、関係する会計簿の掲載ページをお示いたしますが、基本的にはこの12ページから14ページにおける事業報告の内容にしたがいまして説明をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

それでは1.概況（1）総括事項、総括でございます。

平成29年より水道事業となり6年が経過をいたしました。公営企業といたしまして適切かつ合理的な事業推進を努めているところでございます。

事業といたしましては老朽化、耐震化に対応するため管路の更新工事を続けております。

本年度の事業箇所といたしましては、大野原地区で工事延長1,091メートルを実施いたしました。

また、本年度は経営戦略の改定を行い、令和14年度までの計画を策定いたしました。主な改定内容は令和9年度から六日市・蔵木工区の更新工事を盛り込んだ点でございますが、この更新需要の増に加え、交付金の交付基準推移から料金改定が必要となる見込みでございます。

今後は利用者の理解を得られるよう、より一層の丁寧な事業運営が求められていると認識しているところでございます。

一方、広域化をかねてからの議論が結実をいたしまして、島根県よりプランが公表されました。

今後の益田管内での取り組みといたしましては、水道メーターの共同発注などを行っていくこととしておりますが、しかしながら、諸課題が解決されたわけではなく、今後もソフトの取り組みを実現可能なものから順次行っていく、検討と取り組みの展開がなされていくことと考えているところでございます。

それでは次に、給水事業でございます。21ページから業務量を載せております。

年度末の給水人口は5,560人で、前年度比62人の減少でした。年間配水量は83万4,084立方メートルで、2万4,396立方メートル減少いたしました。

また、年間有収水量率は78.80%となり、昨年より3.07ポイント増加いたしました。本年度は給水件数が横ばいであるものの、引き続き給水人口が減少したため、配水量の減が生じたものでございますが、漏水調査と修理に努めた結果、有収水量は増に転じたものでございます。

次に、建設改良事業でございます。16ページに工事概要を載せております。

本年度施工いたしました主な事業は、水道施設の老朽化対応のため、大野原地区において老朽配水管の布設替工事を実施いたしました。2工区で発注をし、合わせて配水管1091.3メートルの管路更新工事を実施いたしました。

続きまして、財政状況でございます。4ページに（1）収益的収入及び支出を載せておるところでございますが、6ページに損益計算書が剰余金まで掲載してございますので、こちらのほうがわかりやすいかと思っております。こちらを御覧いただきたいと思います。ちなみに、どちらの会計簿も収益的収支に関する経費を表したものでございますけれども、4ページは消費税を含んでおりまして、6ページの損益計算書は含んでいない数字でございますので数字が一致いたしません。これにつきましては御注意をいただきたいというふうに思います。

それでは、損益計算書でございますけれども、収益的収入は2億3,298万円、収益的支出は2億1,462万4,000円となったものでございます。その結果、1,835万6,000円の当年度純利益を計上することとなりました。これにより、7ページ剰余金計算のとおり、剰余金合計が6,971万8,000円となったものでございます。これにつきましては、7ページの表、縦列一番右側から2列目、一番下の合計額がその金額となっているものでございます。

8ページには剰余金処分計算書案といたしまして、この未処分利益剰余金1,835万6,000円を建設改良積立金へ積み立てるというものでございます。

また、このうち営業外雑収入は消費税還付加算金で、営業外支出は過年度分の還付が主なものでございます。本年度の消費税及び地方消費税の税額は498万3,000円でございます。

5ページ、資本的収入及び支出より、資本的収入は1億1,966万2,000円、資本的支出は1億8,567万2,000円となったものでございます。資本的収入額が資本的支出額に対して不足をいたします6,601万円につきましては、過年度損益勘定留保資金6,601万円の補

填財源をもって充てたものでございます。

それでは、また12ページへ戻っていただきたいと思います。

続きまして、料金等収納状況でございます。表を載せておりますので説明をさせていただきます。

区分といたしましては現年度分、給水収益、一番右に見ていただきまして収納率を載せております。96.74%でございました。現年度分の分担金でございますけれども、100%の収納率でございます。合計いたしまして96.76%の収納率となったものでございます。

続きまして、区分、滞納繰越金でございます。給水収益につきましては14.03%の収納率となったものでございます。

続きまして、13ページ(2)経営指標に関する事項について御説明をさせていただきたいと思えます。

経営状況についてです。14ページに経営指標の推移の表を掲載しておりますので説明と合わせて御覧をいただきたいと思います。

表の①経常収支比率は給水収益や繰入金等の収益で、維持管理費等の費用をどの程度賄っているかを表す指標でございます。経営の健全性を示し、この比率が高いほど健全な収支状況となるものでございます。令和4年度につきましては108.55%、100%を超えて収入が多い状態となっておりますが、一方で②料金回収率を見ますと60.40%となっております。この指標は、給水に係る費用が給水収益で、どの程度賄われているかを示す指標でございます。つまり、料金回収率は給水に係る費用の6割を給水収益で賄っている状況であるということがお分かりいただけたと思います。言い換えますと、収益が一般会計からの繰入金に大きく依存している状況を示しているものでございます。

また、資産の状況につきましては、③有形固定資産減価償却率が少しずつ増加しております。これは④管路経年化率と合わせて見ていただきますと、老朽化が進んでいることが読み取れると思います。⑤管路更新率はそうした老朽化が進む中で更新工事が本年度も1%に満たない進捗となっているものでございます。老朽化の防止のためにさらなる管路更新の進捗が求められますけれども、そのためには改定した経営戦略を確実に実行をし、十分な資産確保をしていくことが課題となっているところでございます。

物価高が続く中で現在の経営状況を維持しつつ、更新ペースを上げていくためにも適切な料金水準への見直しが必要となっているところでございます。

16ページからはそれぞれ工事の状況や業務量、契約の内容や企業債の概要、他会計補助金の使途等、またキャッシュ・フロー計算書や3条、4条の経費の明細や固定資産の明細、企業債の明細等を載せておりますので、お読み取りをいただきたいと思います。

以上、決算の詳細説明をさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、認定第1号から認定第8号までの詳細説明は終わり、ここで上田代表監査委員さんに出席をいただいておりますので、令和4年度吉賀町各会計決算審査意見について代表監査委員からの報告を求めます。上田代表監査委員。

○代表監査委員（上田 重夫君） おはようございます。代表監査委員の上田でございます。

8月28日付で町長宛に各会計決算審査意見書を提出いたしましたので、本日はこの決算意見書を読み上げて議会への報告とさせていただきます。

令和4年度吉賀町各会計決算審査意見書、地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された令和4年度一般会計及び各特別会計等の歳入歳出決算及び附属書類について審査した結果、その意見は下記のとおりである。

1、審査の期間、令和5年7月3日から令和5年8月28日までの32日間。

2、審査の対象、令和4年度吉賀町一般会計歳入歳出決算書、令和4年度吉賀町興学資金特別会計歳入歳出決算書、令和4年度吉賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書、令和4年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算書、令和4年度吉賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算書、令和4年度吉賀町小水力発電事業特別会計歳入歳出決算書、令和4年度吉賀町下水道事業会計決算書、令和4年度吉賀町水道事業会計決算書及び各附属書類。

3、審査の方法、（1）決算内容と提出を受けた決算関係資料証拠書類等との照合。（2）各課及び教育委員会、委託事業、単独事業等、その全てについての審査は不可能なため、試査を実施し、195件を抽出、審査対象とした。（3）審査の内容については試査抽出の範囲に主体を置いた。

4、審査に当たっての留意点、（1）共通事項、決算書、決算事項別明細書及び附属書類について、計数に誤りはないか、財政運営、財産管理は適切に行われているか、予算の執行は関係法令に従い効率的になされているか等に主眼を置いた。（2）歳入、①収入成績、②予算執行率の著しく増減している科目について、その原因調査、③違法不当な収入の有無、④未納整理の状況、（3）歳出、①違法不当な支出の有無、②目的どおり適正執行されているか、③怠慢なく効果的に執行されているか、（4）その他、①実質収支に関する調書の確認（毎月実施している例月審査を含む）、②公有財産（有価証券、出資証券、物品、債権、基金）に関する確認、③各種契約締結上の適否審査、④各財政援助団体の決算書における町補助金の収支経理状況の審査。

5、審査の結果、審査に付された一般会計及び特別会計等の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書及び附属書類等の計数は、それぞれの関係諸資料及び証拠書類等と照合した結果、誤りなく適正なものと認めた。

6、審査意見、審査の結果についてのその意見は、別紙「決算審査意見」のとおりである。

次に、決算審査意見ですが、これにつきましては要点のみの説明とさせていただきます。

まず、決算の総括です。令和4年度における水道事業と下水道事業会計を除く各会計の決算総額は、歳入が98億1,110万5,000円、歳出が94億2,854万円であって、3年度決算と比較すると、それぞれ5.4%の減となっております。

また、事業会計を含めた町債については、今年度の発行額が8億6,700万円と前年度の13億1,700万円から4億5,000万円減となって、償還は元金11億7,000万円及び利子6,600万円で、4年度末の現在額は3億300万円減少して115億7,300万円となっております。

各会計の歳入・歳出の状況については表のとおりでございます。

次に、財政状況です。将来負担比率は55.5%で、前年度に対して2.0ポイント増加しております。

また、実質公債費率の3か年平均は8.0%で、前年度より0.9ポイント増加しております。また、単年度の実質公債費比率は9.6%で、前年度より2.8ポイント増加しております。それから公債費負担比率については、令和3年度より1.6ポイント増加して17.5%。それから積立金現在高比率ですが、基金現在高が800万円増加して1.9%上がっております。

地方債の現在高比率につきましては、令和3年度より3.2ポイント上昇して210.4%、それは過疎債等の新規発行が7億9,700万円に対し、償還額は8億6,800万円となりましたが、分子となる地方債現在高が3億8,000万円増の87億3,700万円となった一方で、分母となる標準財政規模が2.4%減少したことにより比率が上昇しているわけでございます。

次に、各会計につきましては、先ほど出納室長、建設水道課長より詳細説明がありましたので省略をさせていただきます。

次に、18ページ、各会計に関する監査状況ですが、これにつきましても32ページの水道事業まで割愛させていただきまして、同じく32ページの共通事項に関する監査状況から読み上げて御報告をさせていただきます。

それでは32ページ、共通事項に関する監査状況。

1、令和4年度通常業務で年間250時間以上の時間外勤務を行った職員は19人で、前年度より増加している。長時間労働の常態化は職員の健康、士気ひいては職場環境の悪化にもつながりかねない人事管理上の大きな課題である。是正に向け、定時退庁日の設定、職員の意識啓発等様々な取り組みを行っているが、効果を上げるには至っていない。上限を超えた超過勤務の事後検証を行うなどの具体的な活動を通して、事務分掌、業務内容の精査を行い、事務の効率化を図り、効率的で働きやすい職場づくりにつなげられたい。

また、時間外労働の縮減を人事考課の目標設定の項目に加える等、職員、上司一体となって長

時間労働の是正に取り組む環境づくりに努められたい。

2、税金及び使用料等の収入未納額の発生は、表21、22のとおりであるが、一般会計及び特別会計等の現年度及び滞納繰越分の合計が5,444万5,000円で、前年度より15万1,000円減少している。徴収率も95.3%と0.4ポイント上昇しているが滞納繰越分については13.6ポイント下がっている。

債権管理者の配置、滞納者への訪問活動や督促の実施等の地道な取り組み、債権共同徴収対策委員会での情報共有、共同臨戸徴収等の効果が表れているものと思われるが、債権管理者については相続調書等債権管理が整ったことから、令和4年度末で退任、補充人事も行われなくなっている。滞納債権の回収については、非常に困難なケースもあり、担当職員の対応のみでは十分な成果が得られない事態も予想される。職員の負担軽減も含め徴収専門員の配置を、ぜひ検討されたい。

3、抽出検査における事業契約等の締結状況（1件50万円以上の契約）は、表23のとおりであり、契約件数231件のうち一般競争入札9件、指名競争入札60件、随意契約162件となっている。随意契約のうち130万円以上の契約が61件、見積り1者のみの契約は47件である。いずれも吉賀町契約規則及び関係法令にのっとり、適正に契約が行われている。しかしながら、工事契約において変更契約に至るケースが今年度も発生。いずれも正当かつ適正な変更ではあるものの、変更契約が常態化すれば予算統制に影響を与えかねない。事業内容や設計金額等の精査を徹底し、当初の契約どおりに事業が確実に執行されるよう環境づくりに努め、的確な予算管理につなげられたい。

4、不用額の状況については、表26のとおりである。業務の合理化、事業の好転等評価すべき事情による不用、やむを得ない事情で不用となったケースも見られるが、毎年のように不用額を生じる科目も見受けられる。予算統制を徹底し、次年度以降の予算に反映されるよう予算管理に努められたい。

5、基金の状況については、表24のとおりであり、令和4年度現在高は34億2,336万円で、前年度より6,064万円の増となっている。これは積立額1億4,475万3,000円に対し、取崩額は8,411万3,000円にとどまったためである。

中期財政計画によれば、基金の取り崩しは今後も続き、定額運用、特別会計を除く基金残高は、令和14年度に7億400万円まで減少すると推測している。その推計の根拠はつまびらかにはされていないが、取り崩しを含め基金の適切な運営を心がけ、健全な財政運営につなげられたい。

次、総括。令和4年度の決算審査を実施し、一般会計、特別会計、共通事項等の監査状況を述べてきたところであるが、評価し、さらに推進すべき点、改善検討すべきと思われる事項等について提言として、次のとおり総括する。

第1、財務事務は的確に処理されており、決算書並びに各調書等に記載された計数は、これまで指摘した状況や事項を除き正確であると認められる。

第2、例月出納検査については、検査の結果、本年度についても指摘事項は僅少であり、正規取り扱いに関する平素の努力を評価したい。

第3、事務報告書についてはおおむね適切にまとめられている。事務報告書は1年間の事業成果を開示し、併せて事業運営の透明性と説明責任の履行を担保するものである。事業の位置づけ等も含め、分かりやすい事務報告となるよう努められたい。

第4、吉賀町においては、事務の適正な執行の確保に努めており、一定の内部統制が機能していると思われる。しかし、内部統制が疑われるような事例も僅少ながら見られ、また、内部牽制体制が機能していないと思われるような事例も発生している。内部統制は無謬性を前提とせず、事前または事後にリスクコントロールすることが目的であり、業務の有効性・効率性、コンプライアンス等に配慮した事務フローの標準化を図り、想定されるリスクの共有化等により、内部統制の整備及び運用につなげられたい。

第5、人事評価は業績、能力・態度評価を通じて処遇及び育成・活用につなげ、組織の活性化、職場環境の改善を図ろうとするものである。吉賀町では評価を処遇に反映される環境には至っておらず、職員の育成・モチベーションアップに効果的に活用されているとは言い難い状況にある。コンサルタント等専門家の導入を視野に、評価項目の見直し・検証、考課者訓練等を不断に行い、吉賀町らしい活気のある、働きやすい職場環境に向けた人事考課制度の構築に努められたい。

第6、厳しい財政状況の下、限られた人材での効率的な行政運営を目指すには、職員の資質・能力向上は言うまでもなく、それを十分発揮できる良好な職場環境が不可欠である。しかしながら、共通事項に関する監査状況第1で指摘したとおり、長時間労働が常態化している職員が全体の2割近くおり、また、長期にわたる病気休暇者が年度を通じて複数人出ている。

一方、職員の健康管理については衛生委員会での協議、カウンセラーによるカウンセリング等きめ細かい対応を行い、また、イクボス宣言や特定事業主行動計画の下、仕事と豊かな私生活の両立を目指した取り組みも行っており、令和4年度育児休業取得者9名のうち、男性が6名であった。誰もが育児や介護に関わることが自然に進められるワーク・ライフバランスに配慮した良好な職場環境こそが、効率的な行政運営への近道である。再任用職員や会計年度職員も含めて、全ての職員が生き生きと安心して働ける職場づくりを今後も一層進められたい。

第7、主要財政指標の推移については、表2のとおりであるが、実質公債費比率の3か年平均は、令和3年度に比べ1.0ポイント上昇して8.1%。単年度では2.9ポイント上昇し9.7%であった。将来負担比率は、令和3年度の53.5%から55.5%へ2.0ポイント上昇している。経常収支比率は前年度81.6%より5.3ポイント上がり86.9%であった。これは分母

となる経常一般財源収入が臨時財政対策債、地方特例交付金の減少等で9,800万円の減少、分子となる経常一般財源支出が公債費、物件費等の増加により1億3,800万円の増となったためである。経常収支比率は財政の弾力性を示す指標であるが、収支比率の数字を目標とするのではなく、住民サービスの向上を第一義に取り組み、より効率的な財政運営を進められたい。

第8、地方公会計は、正確な行政コストの把握や公共施設マネジメント等を通じて財政の効率化・適正化を図るとともに、住民、議会等、外部に対し分かりやすい財務情報を開示することを目的としている。

また、他団体比較、経年比較による課題の抽出、マクロ的視点からのまちづくり計画等における諸施策の妥当性の検証、またミクロ的視点からの行政コスト計算書による費用の妥当性の検証など活用法は多岐にわたる。

今後、資産・債務管理や予算編成及び行政評価等にも有効に活用できるよう、職員の公会計への周知・理解を進められたい。

第9、持続可能な地域社会、活力ある吉賀町を目指し、第2期吉賀町総合戦略は令和4年3月策定された。住民基本台帳に基づく人口は、令和5年3月31日現在5,748人で前年度より115人減少している。将来人口については、減少は続くものの減少率は漸減しており、2060年の総人口4,400人を目標としている。減少率漸減の要因の一つは、外国人居住者の存在である。令和5年3月31日現在、住民基本台帳に登録された外国人登録者は190人で、全人口の3.31%となり、その多くは技能実習生を中心とした若者である。

技能実習生については、単なる労働力として捉え、受け入れ等を民間任せにする自治体も多いが、技能実習生適正化法は、実習の適正な実施と実習生の保護を図るため、自治体は必要な施策を進める責務があると定めており、また、技能実習生制度そのものの見直しも国において進められている。

町内で働く技能実習生について、総合戦略では在留期間の制約や景気や国の政策に左右され将来への不確定要素が多いと消極的に捉えているが、「特定技能」により在留する外国人も増えており、魅力ある地域として外国人を惹きつけることができない地方からは外国人も含め都市部への人口流出が続いていくことが十分予想される。地域の活性化に不可欠な人材として、地域との交流等様々な支援を行い、多様性に満ちた多文化共生社会の実現に向け、官民一体となった取り組みを進められたい。

そうした活動を通じ、吉賀町の魅力を高め若い世代や都会地の住民を惹きつける活力ある町となることを大いに期待したい。

第10、六日市病院の公設民営化をめぐっては、社会医療法人石州会を指定管理者とする前提で、吉賀町医療・介護統括管理者の設置、また、町医療構想の実現に向けた課題の抽出及び解決

策の検討を行う実務者会議の開催等、令和6年4月開業に向けた準備が進められてきたが、令和4年12月15日、町より選出の評議員の突然の委嘱解除という事態が出来、解除をめぐる交渉と並行して石州会経営改善計画の評価、実務者会議での意見交換等を経て、石州会を指定管理者として選定しないとの決定がなされた。

令和3年10月、社会医療法人石州会補助金に係る監査意見では、石州会の組織統治が不十分であり経営改善に向けた取り組みも評価に値しないと指摘しているが、この決定に至る経緯を見ると石州会が指定管理者としてふさわしくないとの結論も十分納得できる。

吉賀町の地域医療の将来像については、実務者会議で様々な議論が展開されており、その方向性について異論はないものの、吉賀町に医療を存続させること自体が目的ではなく、町民に健康で文化的生活を保障することが目標である。

私見ではあるが、医療は制度ビジネスであり事業の継続性を前提に制度設計されている。不採算部門を抱える過疎地の公的医療機関への支援もその一環であり、地域の要請する医療の確保と適切な提供を実現すること、言い換えれば吉賀町民に真に必要な医療の提供がなければ存続すら危ぶまれる事態になるということである。

新たな病院の門出には解決すべき問題が山積しているが、町及び関係者の精力的取り組みに大いに期待したい。

以上、決算書、財務諸表、行財政執行状況及び経営管理等の審査に当たっての意見を申し述べ、令和4年度決算審査意見とする。

御多忙の中、多くの資料をいただき、調査やヒアリングに御協力いただいた職員の方々に深く感謝の意を表したい。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ただいまは、代表監査委員の報告をいただきました。

これより質疑を行います。この質疑については一括上程いたしましたので、一括にて質疑を行います。発言される方は、冒頭、会計名を述べて発言をお願いします。

なお、質疑については、上田代表監査委員も同席されておりますので、併せて質疑を認めます。質疑はありませんか。5番、河村由美子議員。

○議員（5番 河村由美子君） あの大変申し訳ありませんが、この1番の審査の期間というのがありますよね、あれが5年の7月3日から4年の8月28日と、これは5年じゃないかなというのが1点と、内容につきましては、ページ数で言いますと33ページなんですけれども、あらゆる未収金の発生の中で聞きたいんですけれども、例年いつもいつもこういう事態は発生して、こういう意見が出るわけなんですけれども、過去には、何年か忘れましたが、前納報奨金制度というのがありまして、今はそれが取りやめになって各町村もないようでございますが、今は職員

の方が徴収に行っておられるということで、比率も若干改善されているとはいえ、私は費用対効果という比較検討した結果のことも調査してほしいなという個人的な意見もあるんですが、前のように前納報奨金をやった場合には、例えば町の持ち出しといいますか、その比率が何ぼなつたと、今職員使っているいろんな督促を出したり手間とか費用がかかった、その費用対の比率、その辺のところも検討してほしいなという、これは私の意見なんですけれども、その辺については全くお考えはなかったのでしょうか。お聞きをします。

○議長（安永 友行君） 上田代表監査委員。

○代表監査委員（上田 重夫君） 施策について、これは首長がお決めになることですから、監査としましては、事実を客観的に指摘して、どうしますかということぐらいしか言えないです。それは債権共同徴収対策委員会などで、先ほど言われた費用対効果等も当然検討されていると思います。そのことについては、もう首長はじめ担当課がさらにやっていると思いますので、監査からあえてこうしたほうがいいということは、なかなか言えない。ただ先ほど言いましたように、徴収対策員といいますか、債権管理者といいますか、今回は債権管理者ということで、その債権管理が一段落したから一応退任ということなんで、それはそれでよかったですと思いますが、先ほど言いましたように、徴収についてはなかなか難しいので、これは費用対効果とかそういう問題ではなくて、先ほど言いました、職員の負担軽減と、あるいはそういった徴収専門員による徴収のほうの実が上がるのではないかというのは、これは監査の個人的な意見ということで考えているということです。

以上です。

○議長（安永 友行君） 5 番、河村議員。

○議員（5 番 河村由美子君） 町長にお聞きをしますけれども、前年度の決算審査というのを議会がやりまして、いろんな分野に分けて意見書を出すと思うんですけれども、それに対して町長のほうからこういうふうに改善しますという返答と言いますか、あるわけなんですけれども、大した、その文言にうたっているようなことが具体性が明確に、具現化されるというケースが少ないと思うんですよ。皆さん、一生懸命その決算審査何日もかけてやって、そういうことを生かされないということになると、ただただ通年やっているというような結果で終わったんでは意味がないと思うんですけれども、その辺で、財政厳しい折ですから、なぜ滞納が起きるのかということも含めて、職員の方も大変ですから、徴収員制度もそれはお金がかかります。そうすると、法の違反性があるかどうか知りませんが、勉強しておりますが、報奨金制度というのを復活したら、かなりの改善が見られるのではないかと。私は、いずれ払わなければならない税金であれば、そういうことが起きるんじゃないかと思うんですが、町長のお考えはいかがでしょう。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 御意見ありがとうございます。費用対効果のお話もありました。これはやはりこと細かに検証してみる必要があるかと思います。

それから、この監査意見書にもありますように、今、数年前から債権共同徴収対策委員会のほうで情報共有とか構築等をやっている中で、効果が非常に上がっているのは事実でございます。これはあの費用対効果のところも含めて、これからも続けてやっていかなければならないというふうに思っております。

それから、前納報奨金の件でございますが、これは議員言われますように、数年前まで吉賀町でもそうしたことをやっておりました。それによって徴収率が上がるということもあろうかと思えます。ただ、これにつきましては国のほうからいわゆる違法性があるということで通知も出ておりまして、それをもって吉賀町では廃止をさせていただいたということでございますので、この点については御理解をいただきたいと思えます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 監査委員さんに2件お伺いします。

1点目は、意見書の5ページなんですけど、財政の健全化比率を示す実質公債費比率が、本当に吉賀町は健全な財政ということで、数値も非常に、ここ何年かはよかったわけですが、令和4年度は6.8%から9.6%に大幅な悪化になっておりまして、もう10%台がすぐ目の前でありますが、この数値が大きく上がったことにつきまして、収入が少なく支出が多かったということが原因だと思いますが、監査委員さんから見られまして、この数値が大きく上がった原因等につきまして、もし意見があればさらにお伺いします。

それともう1点、同じく意見書の36ページにですね、監査委員さんの私見として、病院のことが書かれてありますが、吉賀町民に真に必要な医療の提供がなければ、存続すら危ぶまれる事態になるというふうに述べられておりますが、この真に必要な医療というのは、監査委員さんが私見として言われておりますが、具体的にはどういうことなんでしょうか。もしお答えできればお聞きします。

○議長（安永 友行君） 上田代表監査委員。

○代表監査委員（上田 重夫君） 単年度につきましては、それは年度によっていろいろ状況があります。3か年間出すというのは、3か年間で見ましょう。年度によっていろいろありますから、例えば、新しい工事を始めなきゃいけないとかそういうことがあるので、単年度見るとあんまり意味がないのかなという。それから、3か年平均でもちょっと上がっているんで、その辺のところは考慮に入れなければいけませんけど、単年度で2.何%上がったから、これはおかしいんじゃないかということではないというふうに理解しています。

それから、私が言うのは、要するに医療というのは、例えばこの吉賀町で何を、例えば住民の

方が医療に期待しているかということ、それに答えない限りは駄目だよということで、それは個人的な言い方をするのがよくないかもしれませんが、やっぱり吉賀町に本当に必要な医療は何なのか。例えば、前の橘井堂が、須山さんがやっているみたいに、往診を主にして、例えば最終的には在宅のターミナルに向けていくのがいいのか、あるいはそういったその、何ですか、施設で例えば何でもかんでもできる、整形から脳外科までそろっている医療が本当に必要なのかと、そういったことを考えたときに、私は石州会におりましたからわかるんですが、初期においては、例えばそういった高度医療に対するかなり町民の思いがあったから、石原先生がそういった診療科を増やして、医者も増やしてということをやっていたんですけれども、それがあつた時期から例えば供給ができなくなったときに、じゃあ本当に必要な医療は何かということを考えてやっていたら、例えば石州会になってもですね、ある程度経営は安定して、社会医療法人になったわけですから、特別交付税のような交付措置もあるわけですから、それは先ほど言いましたように制度ビジネスというのは、そういったことを前提に、介護保険でもそうですけれども、要は普通にやっていたら、経営はちゃんとできますよという制度だというふうに思うんです。だから、要は、町民の意識とかけ離れたような医療を提供しても、それは最終的には町立病院であろうが何であろうが、経営的には非常に厳しいものになる。それこそ一般会計から赤字を補填しながらやろうというようなことになるので、そういうことが目的じゃなくて、町民の健康で文化的な生活を維持するため、とにかく医療を提供することを考えてほしいということで、言ったわけです。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいですか。10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） 毎年この監査委員さんの、あれにも出とるかと思うんですが、共通事項の32ページのところにですね、これは監査委員さんに聞いていいか、町長のほうかと思うんですが、超過勤務のことが毎年監査委員さんのほうで提出されております。また、議員の委員会のほうでも毎年指摘をしているところですが、なかなかこの職員の長時間労働というところが、監査委員さんの指摘で、時間外で職員の健康、士気といろんなことが掲げてあります。実際、そうだろうと思います。250時間以上というのがですね、今年というか4年度が19人おられるということが掲げてあります。この19人というのが、職員さんも100人余りおられますんで、その中の19人、特定の人の残業なのか、また時期によってばらばらなのか、職員、特定された人なのか、どうかその辺のことは、あの、監査委員さんでないと分からないかもしれませんが、その辺のことは監査委員さん、特定の人なのか、ばらばらにおられるのか、よろしいですか。

○議長（安永 友行君） 上田代表監査委員。

○代表監査委員（上田 重夫君） 通常業務で年間250時間ですから、業務によって多い部署も

あるし、少ない部署もある。だから特定の部署に多いケースもありますし、先ほど言ったコロナだとか災害対応はこれ入れておりませんので、そういった意味で言えば、通常業務で250時間やる職員が19人おるということは、そういった職場があるということですね。通常業務で年間250時間超える。

○議長（安永 友行君） 10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） では、町長に伺いますが、今、監査委員さんが言う通常業務の中でおられるということですが、町長さんもなかなか職員に1人ずつお前どうだというわけにはいかないかと思いますが、ここにちょうど全課長さんもおられますが、その辺で、何とか財政も厳しい中で長時間労働というのはお金も要りますし、何とか時間内でやっていただくということを、皆さんが気をつけていただかなければならないと思います。それと先ほども言いましたけれども、職員の健康あるいは士気に影響するというのが、監査委員さんからも指摘されておられますので、撲滅というわけにはいかないかと思いますが、その辺のところを町長、こうして課長さん方が皆おられる前で号令をしっかりかけていただいてですね、特定の人を、時間外をなくすというような方向を、ぜひとも取っていただきたい。ゼロということには当然ならないと思いますが、特に特定になっている人があれば人事異動をやってみて、この人だからそこで時間が、よそいってもやっぱり同じと、どうやっても残業ばかりしている人がおるのであれば、その辺のことは考えていかねばならないのではないかと思います。町長、その辺のことを一言お願いいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 毎年のように、話がありましたように、この件については、監査委員のほうからも意見書が出ているところでございます。

通常業務の中でも年間250時間以上が19人、率直に言って約2割の職員がそうした状況であるということです。言ってみれば、それだけ行政に対しての需要が高いということで、事務量が増えているのは間違いなくあります。国や県から権限移譲されておる、それを、全てこの役場の職員が負担していかなければならないということでもあります。私のほうからは、ある意味、スクラップといいますか、事業をやめるのも一つの手ではないかと思いますが、なかなか住民サービスに関わることを、仕事業務を廃止するというのは、非常に実際問題、難しいところでございます。

ただ、そうしたことをやることによって、時間外の勤務というのは必然的に少なくなることもあろうかと思います。そうした状況があるということは、御理解をいただきたいと思います。大変、役場に対して、あるいは職員の業務に対して、ニーズ、需要があるということは、御理解をいただきたいと思います。

とはいいいましても、こうした状況でありますので、少しでも時間外の勤務、時間もそうですし、ニーズを減らしていくというのは、これは大変重要な課題でございます。今、副町長、あるいは総務課長等が中心になって、役場の中に衛生委員会という委員会がございまして、そこで、こうした時間外のことであったり、あるいは休暇の取り扱いを検討する組織がございます。毎年、こうした指摘もあるという中で、この衛生委員会のほうで、時間外勤務、これを縮減、削減をしていこうというような動きをしているところでございまして、今年度になってからも、毎週水曜日をノー残業デーにするとか、それから５時１５分が終業時間でございますが、その前には、いわゆる終業を知らせる音楽を流してみたり、それから５時１５分になったら、一旦職場の電気をすぐ消す、エアコンも消す。それで、時間外勤務の命令が出る職員については、超過勤務をすると、こうしたことをやり始めております。これによって、今年度のところ、そうしたことをやってく中で、現状においては少し超過勤務をする職員が少なくなっているというような、私は実感を持っております。

令和４年度の年間２５０時間以上で１９人というのが、来年の監査委員さんの意見書でまた出るとすれば、この人数であるとかが減ることを大いに期待しているところでございますが、職員、管理職も含めてでございますが、職員のレベルではそうした努力もさせていただいて、お互いのところで時間外勤務を削減するような努力をさせていただいているということでございます。

あわせて申し上げますと、休暇の取得もそうございまして、職員にしっかり休暇も取っていただいて、リフレッシュをして、また仕事に励んでいただくということも必要な部分でございますので、衛生委員会のほうで休暇の取得、一方では時間外勤務の削減に向けて今努力をしているということを申し上げておきたいと思います。

○議長（安永 友行君） １０番、中田議員。

○議員（１０番 中田 元君） 町長のほうからいろいろ対策は取っておられるということで、来年度、またこういうふうな監査状況のほうで、ぜひ書かれないような状況をつくっていただきたいと思います。

時間外が多いと、やはり意見の中にありましたように、病気休暇を取られる方もおられるようですので、そういうふうなことを少しでも減らすというようなことを考えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。質疑なしと認め、これで質疑は終わります。

ここでお諮りをします。ただいま議題となっております、日程第７、認定第１号から日程第

14、認定第8号については、決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。したがいまして、日程第7、認定第1号から日程第14、認定第8号については、決算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定をしました。

お諮りをします。決算審査特別委員会の委員につきましては、総務、経済各常任委員会から3名ずつ、合計6名の委員で構成することにしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。したがいまして、決算審査特別委員会の委員につきましては、総務、経済各常任委員会から3名ずつ、合計6名の委員で構成することに決定をしました。

委員は各常任委員会から選出をしていただき、委員長、副委員長も互選により選出をしていただきます。

日程第15．報告第3号

○議長（安永 友行君） 次に、日程第15、報告第3号健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての報告を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、報告第3号健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を、監査委員の意見をつけて、次のとおり報告する。

令和5年9月8日提出、吉賀町長岩本一巳。

まず、健全化判断比率であります。このうち、実質赤字比率と連結実績赤字比率については、該当はございません。実質公債費比率、これは先ほどもお話がございましたが、3か年平均で8.0％であります。将来負担比率は55.5％です。なお、それぞれの括弧書きがしてございますが、下に備考欄にありますように、これにつきましては早期健全化の基準を示すものでございますので、御参考にしていただきたいと思います。

続きまして、資金不足比率でございます。該当となります水道事業会計、小水力発電事業特別会計、並びに下水道事業会計、それぞれについて、この不足比率については、該当はございませんので申し添えておきたいと思っております。

詳細につきましては、所管いたします総務課長のほうから詳細説明を行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、報告第3号健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての説明をさせていただきます。

説明につきましては、資料を用いて行いたいと思います。資料11ページからということでございます。お開きいただければと思います。

最初に健全化判断比率の諸指標についてということでございます。11ページの中段のところ、括弧書きで実質赤字比率というところがありますけれども、そこを見ていただきたいと思います。この実質赤字比率につきましては、一般会計等における実質赤字額の標準財政規模に対する比率となっております。そのまま下がっていただきまして、令和4年度決算においては実質収支が黒字でございますので、算定の結果、実質赤字比率は生じません。このため、ハイフンという形で表示をしているというところでございます。

次に、連結実質赤字比率であります。全ての会計の決算額を合算し、地方公共団体全体を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率ということでございます。令和4年度決算においては、全会計を対象とした実質収支が黒字であり、算定の結果、連結実質赤字比率は生じません。このため、ハイフンということに表示をしているところでございます。

それから、資料11ページの一番下のところに入ります。実質公債費比率でございます。一般会計等が負担する元利償還金と準元利償還金、これは特別会計や一部事務組合への支出のうち、元利償還金に対する支出等ということですが、標準財政規模に対する比率でございます。3か年の平均を使用しております。

12ページに入っていただきまして、今回算定した実質公債費比率は、令和2年度から令和4年度の3か年の平均となっておりまして、結果として8.0%となりました。これにつきましては、早期健全化基準の25.0%を下回っているというところでございます。

資料を進んでいただきまして、18ページをお開きいただければと思います。参考資料18ページの資料です。横長の表になっております。この表につきましては、実質公債費比率の経年の推移を記載しております。表の下から5段目です。実質公債費比率（3か年平均）というところを見ていただければと思います。全国市町村平均と比較いたしますと、高い比率ということとなっておりますけれども、島根県内の市町村平均と比較をいたしますと、低い比率というふうになっておるというところをお読み取りいただければと思います。

大変すみません。また元に戻っていただきまして、参考資料12ページでございます。

中段のところですよ。中段に書いております、将来負担比率でございます。これは一般会計等が

将来的に負担する負債額からその償還に充てることができる基金等を控除した額の標準財政規模に対する比率でございます。その下に、その算定に用いる数式がありますけれども、自治体の財政規模に対して借金などの負債の現在高がどの程度残っているかを数値化したものでございます。記載してありますとおり、①から⑧までの合計額から、充当可能基金、充当可能特定財源、基準財政需要額算入見込額、これらを控除した金額を分子といたしまして、それから標準財政規模から基準財政需要額に算入された元利償還金の額を控除した金額を分母として算定をいたします。

算定の結果でございますが、比率は55.5%となり、早期健全化基準の350.0%を下回っているということになりました。

ここですみません、また進んでいただきまして、19ページでございます。

先ほどと同様に、将来負担比率の経年の推移について記載をしております。下から5段目のところの数字を見ていただければと思います。全国市町村平均と比較いたしますと高い比率になっておりますが、島根県内市町村平均と比較すると低い比率となっているところで読み取りいただければと思います。

それから、実質公債比率と将来負担比率の増減理由のもう少し詳しく書いたところが、資料その次の20ページに進んでいただきますと、それぞれ記載をさせていただいておりますので、お読み取りをいただければと思います。

それではまた戻っていただきまして、資料12ページであります。

12ページの下段です。資金不足比率であります。これは公営企業会計における資金不足額の公営企業の事業規模である料金収入に対する比率となります。水道、下水道、小水力発電の各事業における収支が黒字ですので、資金不足比率は生じません。このため、ハイフンという形で表示をさせていただいております。

以上で、報告第3号健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、引き続いて、上田代表監査委員より、財政健全化審査意見及び資金不足比率審査意見の報告を求めます。上田代表監査委員。

○代表監査委員（上田 重夫君） それでは、同じく8月28日に町長宛意見書を提出しておりますので、その意見書を読み上げて報告とさせていただきます。

令和4年度吉賀町財政健全化審査意見書。

「地方公共団体の財政健全化に関する法律」第3条第1項の規定により、審査に付された令和4年度吉賀町財政健全化判断比率について審査したので、その結果について別紙のとおり意見書を提出いたします。

1、審査の概要、この財政健全化審査は、令和4年度決算に基づき、町長から提出された健全

化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2、審査の結果、（１）総合意見、審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。表を御参照いただきたいと思います。

（２）個別意見、（ア）実質赤字比率について、令和４年度の実質赤字比率は収支が黒字であるため、数値は示されていない。（イ）連結実績赤字比率について、令和４年度の連結実績赤字比率は、収支が黒字であるため、数値は示されていない。（ウ）実質公債費比率について、令和３年度の実質公債費比率は８．０％となっており、早期健全化基準の２５．０％と比較すると、これを下回っている。（エ）将来負担比率について、令和４年度の将来負担比率は５５．５％となり、令和３年度に比し、２．０ポイント上がっている。早期健全化基準の３５０．０％と比較すると、これを大きく下回っている。

3、是正改善を要する事項、特に指摘すべき事項はない。以上。

次に、資金不足比率の意見書でございます。

令和４年度吉賀町特別会計等資金不足比率審査意見書。

「地方公共団体の財政健全化に関する法律」第２２条第１項の規定により、審査に付された令和４年度吉賀町特別会計等資金不足比率について審査したので、その結果について、別紙のとおり、意見書を提出いたします。

1、審査の概要、この資金不足比率審査は、令和４年度決算に基づき、町長から提出された資金不足判断比率、及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2、審査の結果、（１）総合意見、審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。表を御覧いただきたいと思います。

（２）個別意見、（ア）水道事業会計について、令和４年度資金不足比率は不足額がないため、数値は示されていない。（イ）小水力発電事業特別会計について、令和４年度資金不足比率は不足額がないため、数値は示されていない。（ウ）下水道事業特別会計について、令和４年度資金不足比率は不足額がないため、数値は示されていない。

3、是正改善を要する事項。特に指摘すべき事項はない。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の報告は終わりました。

ここで質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑なしと認めます。本案については報告をもって終了といたします。

なお、上田代表監査委員さんについては、退席されて結構です。

日程第 16、議案第 46 号

○議長（安永 友行君） ちょっと長くなりますが、引き続いて行います。日程第 16、議案第 46 号吉賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、議案第 46 号吉賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

吉賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年吉賀町条例第 19 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 5 年 9 月 8 日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします保健福祉課長のほうから御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。中林保健福祉課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） 失礼いたします。それでは、議案第 46 号吉賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての詳細説明を行います。

このたびの改正につきましては、国の子ども子育て支援交付金の対象となる放課後児童健全育成事業の内容について定める通知が改正をされ、放課後児童支援員とみなすことのできる研修修了予定者の内容が変更されたことによる改正となります。

それでは、参考資料を用いて説明をさせていただきます。参考資料 21 ページを御覧ください。参考資料 21 ページの新旧対照表を御覧いただければと思います。

現行の下線部分、「令和 5 年 3 月 31 日までの間」を、改正後の下線部分、「当分の間」に改正をいたします。

次に、「令和 5 年 3 月 31 日まで」を、改正後は「その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から 2 年以内に当該研修を」に改正するものでございます。

なお、改正は公布の日から施行となります。

以上、議案第 46 号吉賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

の一部を改正する条例についての詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。日程第16、議案第46号吉賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第17. 議案第47号

日程第18. 議案第48号

○議長（安永 友行君） 日程第17、議案第47号吉賀町課設置条例の一部を改正する条例について及び、日程第18、議案第48号吉賀町特別会計条例の一部を改正する条例についてを一括議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、2つの議案について一括上程をさせていただきます。

まず、議案第47号吉賀町課設置条例の一部を改正する条例についてであります。

吉賀町課設置条例（平成17年吉賀町条例第12号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年9月8日提出、吉賀町長岩本一巳。

議案第48号吉賀町特別会計条例の一部を改正する条例について。

吉賀町特別会計条例（平成17年吉賀町条例第48号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年9月8日提出、吉賀町長岩本一巳。

両議案につきましては、所管いたします医療対策課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。渡邊医療対策課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治君） それでは失礼します。私のほうからは、議案第47号吉賀町課設置条例の一部を改正する条例について、詳細説明をさせていただきます。

公設民営化する新病院によります病院事業の開始に伴う改正でございます。資料につきましては、参考資料22ページを御覧いただければというふうに思っております。

第2条の、課の分掌事務の医療対策課の項のところに、「（2）病院事業に関すること」を加えるものです。なお、附則としまして、この条例は公布の日から起算して、7月を超えない範囲において、規則で定める日から施行することといたします。

以上、議案第47号吉賀町課設置条例の一部を改正する条例についての詳細説明を終わらせて

いただきます。

引き続きまして、議案第４８号吉賀町特別会計条例の一部を改正する条例について、詳細説明のほうをさせていただきます。資料につきましては、２３ページとなります。

こちらについても、公設民営化する新病院による病院事業の開始に伴いまして、地方財政法の規定に基づき、特別会計の設置義務があることから、第１条の特別会計の設置の「（８）吉賀町病院事業特別会計 病院事業」として加えるものです。こちらにつきましても、附則としまして、この条例を公布の日から起算して、７月を超えない範囲において、規則で定める日から施行ということにしたいと考えております。

以上、議案第４８号吉賀町特別会計条例の一部を改正する条例についての詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。まだ続きますので、ここで日程第１７までにして、休憩いたします。

午前１１時４６分休憩

.....

午後１時００分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、午後の会議を開きます。

なお、午前中の会議で発言がちょっと漏れておりましたので、ここで補充しておきます。

質疑は続行ということなんですが、日程第１７、議案第４７号吉賀町課設置条例の一部を改正する条例について及び日程第１８、議案第４８号吉賀町特別会計条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をして、次に行きます。

_____・_____・_____

日程第１９．議案第４９号

日程第２０．議案第５０号

日程第２１．議案第５１号

○議長（安永 友行君） 日程第１９、議案第４９号吉賀町病院事業の設置等に関する条例の制定についてから、日程第２１、議案第５１号吉賀町病院事業の剰余金の処分等に関する条例の制定についてまでを一括議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、３つの議案について一括で上程をさせていただきます。

議案第49号吉賀町病院事業の設置等に関する条例の制定について。

吉賀町病院事業の設置等に関する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年9月8日提出、吉賀町長岩本一巳。

議案第50号吉賀町病院事業手数料及び使用料条例の制定について。

吉賀町病院事業手数料及び使用料条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年9月8日提出、吉賀町長岩本一巳。

議案第51号吉賀町病院事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について。

吉賀町病院事業の剰余金の処分等に関する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年9月8日提出、吉賀町長岩本一巳。

なお、詳細につきましては、所管いたします医療対策課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。渡邊医療対策課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治君） それでは、議案第49号吉賀町病院事業の設置等に関する条例の制定について、詳細説明をさせていただきます。

第1条、趣旨としましては、公設民営化する新病院を設立することから地方公営企業法の規定に基づいて、病院事業の設置及び経営の基本を定めるものとしております。

第2条につきましては、町民の健康保持に必要な医療を提供するため、病院事業を設置することで、名称につきましてはよしか病院、位置につきましては現在の六日市病院の住所であります六日市368番地4としております。

第3条におきましては、経営の基本として診療科目について内科、外科、小児科、耳鼻咽喉科、皮膚科、整形外科、眼科、歯科口腔外科の8診療科を条例で定めております。なお、実際予定しております診療科につきましては4つで、総合診療、整形外科、眼科、歯科口腔外科となる予定です。また、一般病床数につきましては、60床以内というふうにしております。

それから少し飛びまして、第7条では地方公営企業法の規定に基づいて、業務状況の公表をしなければならないということから、業務状況説明書類の作成を年2回提出することとしております。

それから第10条になります。第10条では自治法の規定に基づきまして、指定管理者に病院の管理を行わせることができるとしております。

第11条では、その指定管理者の業務について記載をしております。

次のページに入ります。第12条についてです。第12条では病院の受付時間及び診療時間と休診日のほうを定めております。受付時間につきましては午前8時30分から11時30分、午後1時から午後4時としております。また、診療時間は時宜、休診日につきましては、土日、祝日、それから12月29日から1月3日というふうにしております。

第13条では、医療対策課につきましては、病院内に設置できることというふうにしております。

それから、その次のページです。附則としまして、この条例につきましては、公布の日から起算して7月を超えない範囲において、規則で定める日から施行というふうにしてしております。

続きまして、議案第50号吉賀町病院事業手数料及び使用料条例の制定について、詳細説明をさせていただきます。

まず第1条、趣旨としまして、病院を利用する場合の手数料及び使用料に関し、必要な事項を定めるものです。

第2条につきましては、手数料の納付に関することで、手数料等は指定管理者が徴収を代行するものの、最終的には町の収入となります。指定管理者へは、別途管理運営に必要となる経費を交付金として支払うことになります。この方式を料金収受代行制度として、町の収入になるということにしております。

第3条につきましては、手数料等の額について定めておりまして、第3条で定めのない手数料については、別表として記載のほうしております。

それから最後です。附則としまして、この条例につきましては、公布の日から起算して7月を超えない範囲において、規則で定める日から施行というふうにしております。

続きまして、議案第51号吉賀町病院事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について、詳細説明をさせていただきます。

第1条、目的としまして、地方公営企業法の規定に基づいて、毎事業年度病院事業において生じた利益剰余金等の処分、欠損の処理について定めておりまして、病院事業の財政基盤を確立し、健全な運営となることを定めております。

第2条では、利益の処分及び積立金の取り崩しとして地方公営企業法の規定に基づいて、前事業年度から繰り越した欠損金を埋めたあとの残額の一部を減債積立金として積み立てること。なお、利益に残額があれば、利益積立金及び建設改良積立金に積み立てができると定めております。

附則としましては、この条例は公布の日から起算して7月を超えない範囲において、規則で定める日から施行というふうにしております。

以上で、議案第49号、議案第50号、議案第51号についての詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。日程第１９、議案第４９号吉賀町病院事業の設置等に関する条例の制定についてから、日程第２１、議案第５１号吉賀町病院事業の剰余金の処分等に関する条例の制定についての質疑は保留をしておきます。

日程第２２．議案第５２号

日程第２３．議案第５３号

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第２２、議案第５２号吉賀町訪問看護事業所の設置及び管理に関する条例の制定について及び日程第２３、議案第５３号吉賀町訪問看護手数料及び使用料条例の制定についてを一括議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、２つの議案を一括で上程をさせていただきます。

議案第５２号吉賀町訪問看護事業所の設置及び管理に関する条例の制定について。

吉賀町訪問看護事業所の設置及び管理に関する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和５年９月８日提出、吉賀町長岩本一巳。

議案第５３号吉賀町訪問看護手数料及び使用料条例の制定について。

吉賀町訪問看護手数料及び使用料条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和５年９月８日提出、吉賀町長岩本一巳。

両議案につきまして、所管いたします医療対策課長のほうから御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。渡邊医療対策課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治君） それでは、議案第５２号吉賀町訪問看護事業所の設置及び管理に関する条例の制定について、詳細説明をさせていただきます。

第１条、設置としまして、各法律の規定に基づきまして、居宅サービス等を行う事業所として訪問看護事業所を設置することにしております。

第２条では、名称を吉賀町訪問看護事業所、位置を現在の六日市病院があります六日市３６８番地４としております。

第３条では、自治法の規定に基づきまして、指定管理者に訪問看護事業所の管理を負わせるこ

とができるというふうにしております。第3項のところではその指定管理者の業務について記載のほうをしております。

最後のところです。附則としてこの条例は公布の日から起算して7月を超えない範囲において、規則で定める日から施行するとしております。

続きまして、議案第53号吉賀町訪問看護手数料及び使用料条例の制定について、詳細説明のほうさせていただきます。

第1条、趣旨としまして、訪問看護を利用する場合の手数料及び使用料に関して必要な事項を定めるものとしております。

第3条です。手数料等の納付に関することで、手数料等は指定管理者が徴収を代行するものの、最終的には町の収入となります。指定管理者へは別途管理運営に必要となる経費を交付金として支払うことになります。この方式を料金収受代行制度として町の収入になるということにしております。

それから第4条については、手数料等の額について定めておりまして、第4条で定めのない手数料については別表として記載をしております。

最後に附則としまして、この条例は公布の日から起算して7月を超えない範囲において、規則で定める日から施行というふうにしております。

以上、議案第52号、議案第53号について詳細説明のほうさせていただきました。よろしくをお願いします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第22、議案第52号吉賀町訪問看護事業所の設置及び管理に関する条例の制定について及び日程第23、議案第53号吉賀町訪問看護手数料及び使用料条例の制定についての質疑は保留をしておきます。

日程第24．議案第54号

日程第25．議案第55号

○議長（安永 友行君） 日程第24、議案第54号吉賀町介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の制定について及び日程第25、議案第55号吉賀町介護老人保健施設手数料及び使用料条例の制定についてを一括議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、2つの議案を一括で上程をさせていただきます。

議案第54号吉賀町介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の制定について。

吉賀町介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年9月8日提出、吉賀町長岩本一巳。

議案第55号吉賀町介護老人保健施設手数料及び使用料条例の制定について。

吉賀町介護老人保健施設手数料及び使用料条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年9月8日提出、吉賀町長岩本一巳。

両議案につきまして、所管いたします医療対策課長のほうから御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 担当課長よりの詳細説明を求めます。渡邊医療対策課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治君） それでは、議案第54号吉賀町介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の制定について、詳細説明をさせていただきます。

第1条、設置としまして、介護保険法の規定に基づきまして吉賀町介護老人保健施設を設置することにしております。

第2条では、名称について、介護老人保健施設よしか苑、位置を、現在の病院内であります六日市368番地4としております。

第3条では、事業の内容について記載をさせていただいております。

それから、次のページ第8条についてです。第8条では、自治法の規定に基づきまして指定管理者に介護老人事業施設の管理を行わせることができるというふうにしております。

第4項では、その指定管理者の業務について記載をしております。

最後のページです。附則としてこの条例は公布の日から起算して7月を超えない範囲において、規則で定める日から施行というふうにしております。

続きまして、議案第55号吉賀町介護老人保健施設手数料及び使用料条例の制定について、詳細説明をさせていただきます。

第1条、趣旨としまして、介護老人保健施設を利用する場合の手数料及び使用料に関し、必要な事項を定めるものです。

第3条では手数料等の納付に関することで、手数料等は指定管理者が徴収を代行するものの、最終的には町の収入となります。指定管理者へは別途管理運営に必要となる経費を交付金として支払うことになります。この方式を料金収受代行制度として町の収入となるということにしております。

第4条につきましては、手数料等の額について定めておりまして、第4条で定めのない手数料

につきましては、別表に記載をしています。

最後です。附則としまして、この条例は公布の日から起算して7月を超えない範囲において規則で定める日から施行というふうにしております。

以上、議案第54号、議案第55号について詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですが、日程第24、議案第54号吉賀町介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の制定について及び日程第25、議案第55号吉賀町介護老人保健施設手数料及び使用料条例の制定についての質疑は保留をしておきます。

日程第26、議案第56号

○議長（安永 友行君） 日程第26、議案第56号令和5年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、議案第56号令和5年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）であります。

令和5年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,337万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億4,178万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月8日提出、吉賀町長岩本一巳。

おめくりをいただきまして、まず「第1表歳入歳出予算補正」の歳入であります。

款1国民健康保険税、項1国民健康保険税8,741万8,000円から552万円を減額し、8,189万8,000円。款3国庫支出金、項2国庫補助金1,000円に2万円を追加し2万1,000円、款9繰越金、項1繰越金1,000円に1,887万6,000円を追加し1,887万7,000円。これに伴います歳入合計7億2,840万9,000円に1,337万6,000円を追加し、7億4,178万5,000円となるものであります。

3ページは歳出でございます。款9基金積立金、項1基金積立金1,000円に1,000万円を追加しまして1,000万1,000円。款10諸支出金、項1償還金及び還付加算金50万

5,000円に105万5,000円を追加し、156万円。款11予備費、項1予備費404万2,000円に232万1,000円を追加し636万3,000円。これに伴います歳出合計です。7億2,840万9,000円に1,337万6,000円を追加し、7億4,178万5,000円となるものであります。

事項別明細書以降につきましては、所管いたします保健福祉課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。中林保健福祉課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） 失礼いたします。議案第56号令と5年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、詳細説明を行います。

予算書7ページを御覧ください。9款基金積立金、目1国民健康保険事業基金積立金で右側に行ってくださいまして、003国民健康保険事業基金積立金、補正額1,000万円の計上でございます。繰越金のうち1,000万円を積み立てております。左に戻っていただきまして、中段でございます。10款諸支出金、目3償還金で右側に行ってくださいまして、003償還金、補正額105万5,000円の計上でございます。こちらは国に対する返還金でございます。また左に戻っていただきまして、11款予備費、目1予備費、歳入及び歳出の調整によりまして、補正額232万1,000円を計上しております。

以上の歳出に伴う歳入についてでございます。予算書6ページにお戻りください。

1款国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税。右側に行ってくださいまして、節1医療給付費現年度課税分、補正額マイナス924万1,000円。その下の節4介護給付費現年度課税分、補正額126万円。その下にあります節7後期高齢者支援金現年課税分、補正額246万1,000円の計上でございます。こちらにつきましては、税率改正によりまして本算定結果に伴う調定更正でございます。

左に戻っていただきまして、3款国庫支出金、目4出産育児一時金臨時補助金、右側に行ってくださいまして、節1出産育児一時金臨時補助金、補正額2万円の計上でございます。これは出産育児一時金50万円のうち5,000円を国が補助するもので4件分を計上しております。

左に戻っていただきまして、その下の9款繰越金、目1繰越金、右側の節1繰越金でございます。繰越金が確定したことから、純繰越金補正額1,887万6,000円を計上しております。

以上、議案第56号令と5年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですが、日程第26、議案第56号令和5年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の質疑は保留をしておきます。

日程第27. 議案第57号

○議長（安永 友行君） 日程第27、議案第57号令和5年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、議案第57号令和5年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）であります。

令和5年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ54万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,303万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月8日提出、吉賀町長岩本一巳。

おめくりをいただきまして、「第1表歳入歳出予算補正」のまず、歳入であります。

款5繰越金、項1繰越金1,000円に54万4,000円を追加し54万5,000円。これに伴います歳入合計2億6,249万2,000円に54万4,000円を追加し2億6,303万6,000円でございます。

3ページの歳出でございます。款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金2億5,842万6,000円に13万3,000円を追加し、2億5,855万9,000円。款4予備費、項1予備費、今回新たに41万1,000円を追加いたしました。これに伴います歳出合計であります2億6,249万2,000円に54万4,000円を追加し、2億6,303万6,000円となるものであります。

事項別明細書以降につきましては、所管いたします保健福祉課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。中林保健福祉課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） それでは、議案第57号令和5年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）について、詳細説明を行います。

予算書7ページを御覧ください。歳出についてです。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金、右側に行っていた

だきまして、節１８負担金、補助及び交付金、００３後期高齢者医療広域連合納付金、補正額１３万３,０００円を計上しております。これにつきましては令和５年４月、５月分の保険料でございます。

続きまして、４款予備費についてでございますが、歳入歳出の調整によりまして補正額４１万１,０００円を計上しております。

以上の歳出に伴う歳入についてでございます。予算書６ページを御覧ください。

５款繰越金、目１繰越金。右側に行っていただきまして節１繰越金でございます。繰越金が確定したことから、純繰越金、補正額５４万４,０００円を計上しております。

以上、議案第５７号令和５年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第１号）の詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、提案者の提案理由の説明は終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第２７、議案第５７号令和５年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第１号）の質疑は保留をしておきます。

日程第２８．議案第５８号

○議長（安永 友行君） 次に、日程第２８、議案第５８号令和５年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、議案第５８号令和５年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）であります。

令和５年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ７,１６５万２,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１１億７,３２４万１,０００円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和５年９月８日提出、吉賀町長岩本一巳。

おめくりいただきして、「第１表歳入歳出予算補正」のまず歳入であります。

款７繰入金、項１他会計繰入金２億１,３１１万７,０００円に７万３,０００円を追加し、２億１,３１９万円。

款８繰越金、項１繰越金１,０００円に７,１５７万９,０００円を追加し、７,１５８万円。こ

れに伴います歳入合計１１億１５８万９,０００円に７,１６５万２,０００円を追加し、１１億
７,３２４万１,０００円でございます。

３ページは歳出でございます。款１総務費、項１総務管理費５,０３２万１,０００円に３万
２,０００円を追加し、５,０３５万３,０００円。

３介護認定審査会費１,４７３万５,０００円に４万１,０００円を追加し、１,４７７万
６,０００円。款４基金積立金、項１基金積立金１,０００円に１,７１０万円を追加し
１,７１０万１,０００円。款６諸支出金、項１償還金及び還付加算金１０万１,０００円に
５,４４１万９,０００円を追加し５,４５２万円。款７予備費、項１予備費１,５７８万
６,０００円に６万円を追加し、１,５８４万６,０００円。これに伴います歳出合計は１１億
１５８万９,０００円に７,１６５万２,０００円を追加し、１１億７,３２４万１,０００円とな
るものであります。

事項別明細書以降につきましては、所管いたします保健福祉課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。中林保健福祉課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） それでは、議案第５８号令和５年度吉賀町介護保険事業特別会
計補正予算（第１号）について、詳細説明を行います。

予算書７ページを御覧ください。歳出から説明をさせていただきます。

１款総務費、目１一般管理費。右側に行っていただきまして、節１８負担金、補助及び交付金
００２保険者ネットワーク管理負担金３万２,０００円を計上しております。こちらは当初予算
の計上漏れでございます。大変申し訳ございませんでした。

左に戻っていただきまして、目１認定調査費、また右側に行っていただきまして節１８負担金、
補助及び交付金、００３益田地区広域市町村圏事務組合負担金、補正額４万１,０００円の計上
でございます。こちらは負担金の変更による増額でございます。左に戻っていただきまして、
４款基金積立金、目１介護給付費準備基金積立金。右側に行っていただきまして、節２４積立金、
００３介護給付費準備基金積立金、補正額１,７１０万円を計上しております。繰越金の確定に
伴いまして、基金に積み立てるものでございます。６款諸支出金、目２償還金、右側の節２２償
還金、利子及び割引料、００３国県支払基金返還金といたしまして、補正額５,４４１万
９,０００円を計上しております。こちらにつきましては、国及び県支払基金に対する返還金で
ございます。

予算書８ページを御覧ください。７款予備費につきましては、歳入歳出の調整によりまして補
正額６万円を計上しております。

以上の歳出に伴う歳入についてでございます。

予算書 6 ページに戻っていただいて、6 ページを御覧ください。

7 款繰入金、目 1 一般会計繰入金。右側に行ってくださいまして、節 5 事務費繰入金、補正額 7 万 3,000 円の計上でございます。こちらは歳出で計上いたしました負担金補助及び交付金で益田圏域広域事務組合の負担金の変更による増額と、保険者ネットワーク管理負担金の合計金額となります。左に戻っていただいて 8 款繰越金、目 1 繰越金。右側に行ってくださいまして節 1 繰越金、繰越金が確定したことから補正額 7,157 万 9,000 円を計上しております。

以上、議案第 58 号令和 5 年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第 28、議案第 58 号令和 5 年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の質疑は保留をしておきます。

日程第 29. 議案第 59 号

○議長（安永 友行君） 日程第 29、議案第 59 号令和 5 年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、議案第 59 号令和 5 年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第 2 号）であります。

令和 5 年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第 2 号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 19 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,182 万 1,000 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 9 月 8 日提出、吉賀町長岩本一巳。

おめくりをいただきまして、「第 1 表歳入歳出予算補正」の歳入であります。款 4 繰越金、項 1 繰越金 1,000 円に 19 万 1,000 円を追加し 19 万 2,000 円。これに伴います歳入合計 6,163 万円に 19 万 1,000 円を追加し、6,182 万 1,000 円でございます。

3 ページは歳出でございます。款 7 予備費、項 1 予備費 50 万円に 19 万 1,000 円を追加し、69 万 1,000 円。これに伴います歳出合計 6,163 万円に 19 万 1,000 円を追加し、6,182 万 1,000 円でございます。

事項別明細書以降につきましては、所管いたします柿木地域振興室長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。深川柿木地域振興室長。

○柿木地域振興室長（深川 千恵君） それでは、議案第59号令和5年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第2号）の詳細説明を行います。

今回の補正は、令和4年度の決算によるものでございます。

予算書の6ページを御覧ください。まず、歳入の繰越金ですが、令和4年度の剰余金を繰越金として19万1,000円を補正により増額し、総額19万2,000円となっております。

それに伴う歳出ですが、7ページのほうを御覧ください。予備費に19万2,000円を計上しております。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。日程第29、議案第59号令和5年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第2号）の質疑は保留をしておきます。

日程第30、議案第60号

○議長（安永 友行君） 日程第30、議案第60号令和5年度吉賀町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、議案第60号令和5年度吉賀町一般会計補正予算（第4号）であります。

令和5年度吉賀町一般会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,033万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億1,107万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の補正は「第5表地方債補正」による。

令和5年9月8日提出、吉賀町長岩本一巳。

おめくりをいただきまして、「第1表歳入歳出予算補正」の歳入であります。

款14国庫支出金、項2国庫補助金4億1,059万4,000円に3,542万円を追加し4億4,601万4,000円。款15県支出金、項2県補助金3億6,092万円に1,541万5,000円を追加し3億7,633万5,000円。

3委託金2,886万9,000円に27万8,000円を追加し2,914万7,000円。款16財産収入、項1財産運用収入685万6,000円に172万9,000円を追加し、858万5,000円。款17寄附金、項1寄附金1,501万円に20万円を追加し1,521万円。款18繰入金、項2基金繰入金6億5,814万6,000円から1億8,636万円を減額し4億7,178万6,000円。款19繰越金、項1繰越金1,000円に2億3,042万3,000円を追加し2億3,042万4,000円。款20諸収入、項5雑入4,436万円に260万4,000円を追加し4,696万4,000円。款21町債、項1町債10億137万6,000円に3,062万2,000円を追加し10億3,199万8,000円。これに伴います歳入合計は77億8,074万3,000円に1億3,033万1,000円を追加し、79億1,107万4,000円でございます。

3ページは歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費9億7,350万9,000円に2,690万7,000円を追加し、10億41万6,000円。

6統計調査費12万6,000円に25万9,000円を追加し38万5,000円。款3民生費、項1社会福祉費11億9,992万8,000円に1,359万8,000円を追加し、12億1,352万6,000円。

2児童福祉費5億2,582万9,000円に1,137万2,000円を追加し、5億3,720万1,000円。款4衛生費、項1保健衛生費5億3,810万円に684万2,000円を追加し5億4,494万2,000円。款6農林水産業費、項1農業費4億9,141万4,000円に1,628万6,000円を追加し5億770万円。款7商工費、項1商工費1億5,234万円に2,981万9,000円を追加し、1億8,215万9,000円。款9消防費、項1消防費5億4,685万5,000円に1,778万円を追加し、5億6,463万5,000円。款10教育費、項1教育総務費2億7,579万2,000円に41万円を追加し、2億7,620万2,000円。4社会教育費1億8,787万1,000円に931万5,000円を追加し、1億9,718万6,000円。5保健体育費6,171万8,000円に63万3,000円を追加し6,235万1,000円。款12公債費、項1公債費8億9,904万6,000円から289万円減額いたしまして8億9,615万6,000円。これに伴います歳出合計77億8,074万3,000円に1億3,033万1,000円を追加し、79億1,107万4,000円となるものであります。

「第5表地方債補正」であります。起債の目的、1過疎対策事業債3億1,030万円を3億

2,400万円。2合併特例事業債4億3,370万円を4億4,730万円。3緊急防災・減債事業債4,020万円を4,310万円。4臨時財政対策債1,574万6,000円を1,589万8,000円。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前、補正後で変更ございません。お読み取りをいただきたいと思います。

事項別明細書以降につきましては、所管いたします総務課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長からの詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、議案第60号令和5年度古賀町一般会計補正予算（第4号）について説明を申し上げます。

予算書につきましては、進んでいただきまして最初に19ページを御覧ください。予算書19ページでございます。給与費明細書があると思います。これの上の段、1、特別職の表、この中の比較の欄を見ていただきますと職員数の欄で4、それから報酬のところで16万7,000円が計上してあるかと思えます。これは後ほど、歳出のところで申し上げますけれども、統計調査員の人数と報酬というところで見いただければと思います。

それから、中段から下です。2、一般職の表の比較欄を見ていただきますと、報酬の比較欄に91万3,000円。それから、職員手当の比較欄に5万5,000円計上してあります。これも後ほど、歳出で出てきますが会計年度任用職員の産休代替職員の報酬あるいは職員手当というところで、見ていただければというふうに思います。

それでは、すみません、歳出予算からですが、戻っていただきまして10ページであります。10ページから説明をまいります。

総務費、総務管理費、1一般管理費、003人事管理事業費96万8,000円の予算計上をしてございます。これは先ほど申し上げました、会計年度任用職員さんの部分ということで、産休育休代替職員の報酬、期末手当を見込んでおるというところで、予算計上いたしております。

それから次に、その下ですけれども、5財産管理費です。006普通財産管理費、調査分析委託料40万3,000円の予算計上してございます。内容について説明いたしますが、これにつきましては、学校基金というものがございます。学校基金におきましては、その中に分収林というものがございまして、その契約を今、しておるといふところなんですけれども、その土地の所有者さんのほうから、契約の解除の申出がございまして、その部分について対処する予算です。この調査分析委託料なんですけれども、その解除をするに当たりましては、その分収林となるその山林の境界、それから一番大事ですけれども、そこに立木がどれほど育っているかというところをまず調査をしないとイケないということです。その前段での調査、費用を今回、予算計上さ

せていただいておりますというところです。場所につきましては沢田地内の分収林でございます。

それからその下です。002財産管理総務費ということで4つほど同じように並んできているかと思います。内容は指定管理施設等光熱費高騰対策補助金ということで、ここに4つ載せてます。施設の管理所属ごとに並べておるわけなんですけども、企画課、保健福祉課、産業課、教育委員会という順番で載せております。光熱費の高騰に対応するための補助金ということなんですけども、それぞれ施設名を申し上げておきたいと思います。最初に出てくる部分、予算額で言いますと1,310万1,000円の部分です。これはもう企画課が所管する部分ですけれども、施設といたしましては、ゆ・ら・ら、それから、はとのゆ、観光交流施設それから自治会館が入ってまいります。

それからその下の、今度は保健福祉課が所管する部分445万6,000円。これは障がい者総合支援センター、それから、とびのこ苑、それから六日市、七日市、柿木の、3つのデイサービスセンターです。

それからその下です。産業課が所管する部分で248万6,000円。施設はアンテナショップそれから地域食材集出荷施設、農産加工施設、シイタケの集出荷施設でございます。

それから最後に、教育委員会28万5,000円のところです。施設といたしましてはスポーツ公園、真田グラウンド、それからグラウンドゴルフ場、それから大野原運動交流広場という施設であります。それに対する補助金というところでお読み取りください。

それから予算書、10ページ一番下になってきます。10自治振興費、005自治振興施設管理費調査分析委託料と次のページの右上になってまいります。解体撤去工事費があると思います。内容につきましては、注連川西集会所の解体工事に係る経費ということでございます。この集会所につきましては、解体の前に入札を行ったというところなんですけれども、それについては、それを希望される方がおられませんで、結果としてこれは解体をするという方向で、今、進めたいと思っております。

なお、調査分析委託料につきましては、これはアスベスト関係の調査委託料ということでお読み取りください。

11ページに入っております、11企画総務費、002企画総務費です。手数料が4万円、それから企業版ふるさと納税活用支援事業補助金16万円予算計上してあるかと思います。これにつきましては後ほど、歳入でも出てまいります。この文字どおり企業版ふるさと納税が20万円の寄附があるというところでございます。そのうち16万円については補助金のほうへ、そしてこの4万円については手数料というふうに分けて予算計上しております。この4万円といいますが、企業版ふるさと納税を募集するときのインターネットサイトを使うわけなんですけれども、そちらのほうにお支払いする手数料というところでございます。

それから、下がっていただきまして今度中段から下です。総務費、統計調査費、1 統計調査総務費です。015 農林業センサス事業費、017 住宅土地統計調査費でございます。この2つの統計調査につきましては交付決定があったこと、それから交付決定の中には幾らか明細が示されるわけですが、そうしたものを見ながら予算の再調整を行ったということでございます。

それから、給与費明細書で統計調査員の報酬が出てまいりましたけれども、その部分がここに出てきているというところで見いただければと思います。

12 ページに入ります。民生費、社会福祉費、1 社会福祉総務費です。008 福祉医療助成事業費です。これについては、実績額の確定による予算計上というところでございます。それから、その下の3 高齢者福祉施設費です。002 老人福祉センター管理費、指定管理料として142万3,000円の予算計上がしてございます。これはこれまでも何度か、予算計上してきておりますけれども新型コロナウイルスの感染症の影響額というところを、今回、計上させていただいております。

それから、その下です。4 障がい者福祉費、さらに10 介護保険総務費それぞれ予算計上してありますけれども、実績額の確定によるもので予算計上しているということでお読み取りください。

同様に、次の13 ページに移っていただきまして、民生費、児童福祉費の1 児童福祉総務費、2 保育所費、4 母子父子福祉費です。ここにも幾らか予算計上してございますが、内容といたしましては実績額の確定による予算計上というところでお読み取りをください。

14 ページに移ります。衛生費、保健衛生費、1 保健衛生総務費、005 地域医療対策費です。総額では434万8,000円の予算計上をしてございます。これにつきましては、病院の公設民営化を進める経費ということであります。少し中身について説明をしてみますと、まず、報償金として120万円の予算計上がしてございます。これにつきましては、弁護士に支払う報酬ということでございます。実際に今、不動産の譲渡の交渉が進みつつあると、進んでおるといようなところに入っております。そうしたところの報酬部分を予算計上いたしております。

それから、その下の光熱水費、修繕料からちょっと2つ飛ばしていただきまして不動産賃借料が出てきております。これについては、その不動産幾つかありますけれども、ここで載せておりますのは、有飯地内にある医師住宅に係る費用というところで見いただければと思います。後ほど、次のページで出てまいりますが、七日市と六日市にも不動産がございますけれども、これは次のページで予算計上いたしておるところです。

2つ飛ばしましたが、手数料の14万8,000円、これは県証紙代でございます。病院開設に係る許可申請あるいは介護老人保健施設の指定申請に係るこの手続きを取る際の証紙代。それから業務運営関係委託料の148万5,000円。内容といたしましては、橘井堂さんに対して

公設民営化に係る支援業務をお願いしておるところで、スタートというか今、進めております。この状況は、もう既にそうした状況になっておるわけなんですけれども、いろいろと相談業務、支援業務そうしたものが当初想定を上回る量が、日数といいますか時間といいますか、そうしたものが今、発生してきております。したがって、支援業務に関する予算を増額させていただきたいという内容でお読み取りをいただければと思います。

それから、その下の2母子衛生費です。ここにつきましては、実績額の確定による予算計上。それから、その下の3予防費です。003予防接種費で検診委託料が90万円の減額。その下の個別接種促進支援事業補助金として90万の増額ということです。予算を移動させるという、組み替えるというものでございます。コロナワクチン接種に係る費用ですけれども、春開始を、春接種と言われるものを進めております。この接種部分を個別接種事業のほうに組み替えを行うというものが主なところでございます。

それでは、次のページに行きます。15ページに入ります。農林水産業費、農業費、2農業総務費、002農業総務費、農業公社への補助金53万8,000円です。内容について申し上げますと、これは農業公社からの要望もあつたわけなんですけれども、代かき作業機の更新をしたいというものでございます。来春の作業開始に向けまして、この機械を更新するというものでございます。補助率については、この2分の1の補助を行いたいという内容でございます。

それから、その下の3農業振興費、003有機農業振興費68万円の予算計上がしてございます。これにつきましては資料があります。資料は24ページをお開きいただければと思います。参考資料の24ページです。タイトルにもありますとおり、吉賀町アンテナショップ20周年記念イベントということで、多少今後この進めるに当たりまして、内容の変更があるかもしれませんが、大筋こうした内容を今、計画しているということです。開催時期としましては11月の23日。当然場所は、アンテナショップということになります。内容については、式典とそれからイベントを行いたいというものでありまして、今回、予算を計上させていただいておりますけれども、その下に報償費、需用費、委託料、使用料及び賃借料ということでその内容について示させていただいております。合計していただきますと68万円ということで、この部分について予算計上いたしておるということでございます。

それから、すみません、また予算書に戻っていただきまして、15ページのちょうど中段になります6農地費、005土地改良単独整備事業費、県単農地集積促進事業補助金1,467万5,000円の予算計上がしてあるかと思います。これ場所につきましては、立河内地内の圃場整備に係るものということです。換地の完了に伴うものでございます。同額が歳入予算にも計上いたしておりまして、間接補助というものでございます。

それから、その下に行きます。商工費、商工費、1商工振興費、003企業誘致・産業立地事

業費です。総額では72万1,000円の予算計上がしてございます。光熱水費、手数料、業務運営関係委託料、不動産賃借料それぞれ予算計上しておりますが、これらにつきましては、先ほど地域医療対策費のところでも若干説明をさせていただきました、病院側から譲渡される物件のうち、医師住宅については先ほどのところで計上しております、それ以外のところを今回、こちらのほうに予算を載せさせていただいておるところで、見ていただければと思います。不動産のそれぞれ維持管理経費等というところがございます。これらの先ほどの地域医療対策費、それから今見ていただいております企業誘致・産業立地事業費、物件の内容等については6月ですけれども、6月5日の全員協議会でその一覧表それから位置図、こちらのほうもお示しをさせていただいておりますので、そちらのほうも御確認をいただければと思います。

それから、次のページに行きます。16ページに入ります。2観光費です。003観光施設管理費指定管理料63万7,000円。これにつきましては、観光交流施設の指定管理料でコロナウイルス感染症の影響の部分というところでお読み取りください。

それから、その下の005健康増進交流促進施設管理費です。修繕料が16万円。まずこの修繕料16万円です。施設はゆ・ら・らでございますけれども、ゆ・ら・らにあります券売機について、新紙幣に対応しなければなりませんので、その経費をまず計上させていただいております。

それから、その下の指定管理料1,449万5,000円。これは新型コロナウイルスの影響額というところがございます。

それから、次の006健康増進交流促進施設整備事業費、改修工事費として、1,330万6,000円。これにつきましては資料がありまして、資料25ページになります。内容といたしましては、ゆ・ら・らにあります、ろ過器の改修工事ということであります。この部分につきましては、既に予算計上をさせていただいておったところであります。その後、当初想定しておった部分に加えて、その他の部分、表現するならば、配管の関係なんですけれども、そちらのほうも更新をするのが適切であろうと考えまして、このたびその部分も加えて予算計上をさせていただいておるところです。参考資料の図面の左下に太い四角で囲んでおります。今回、予算計上したのが1,330万5,600円です。その右側に変更後の額と当初の予算額ということで記載をしておりますので、御確認いただければと思います。

それでは、予算書にお戻りいただきまして、16ページの中段から下です。消防費、消防費、1常備消防費、003常備消防費1,387万3,000円。これはここに書いてありますけれども、益田地区広域市町村圏事務組合設備整備負担金ということでございまして、消防本部庁舎の建設事業に係る負担金というものでございます。

その下の2非常備消防費、003消防団等活動事業費、報償金260万4,000円。これは同額が歳入にも計上させていただいておりますけれども、消防団員の退職報償金でございます。

それから、その下の4防災費、002防災総務費、被災者生活再建支援金100万円。内容として、本年7月7日から大雨により倒木がございました。その木が隣家の屋根に倒れかかったという事案でありまして、その被害を受けた家屋の所有者といいますか、そちらに対する支援金というものでございます。要綱等に基づくものでございます。この支出に当たりましては県から2分の1が補助されるといいますか、県が2分の1、町が2分の1ということでの負担割合ということになってございます。

次のページに行っていただきます。17ページです。中段からですけれども教育費、社会教育費、1社会教育総務費です。002社会教育総務費、芸術文化とふれあう協議会補助金30万円。内容として、グラントワさんが中心となっていくというものではありませんけれども、澄川喜一先生の追悼展を行うというものでありまして、関係市町がその経費負担をしていくというものです。益田市、津和野町、吉賀町がその経費の負担をして追悼展を行うというものになります。

それから下がって、2社会教育施設費、004交流研修センター管理費858万3,000円です。真田にあります交流研修センターでありますけれども、本年4月から吉賀高校生遠隔地から来られる高校生の受入施設ということで、整備を進めております。既に1階部分については、使用をこの4月から開始をしております、今回予算計上したのは来年4月以降、すなわち2階部分を使用できるように、整備をしたいというものです。それに係る工事費、主には器具関係ですね、備品関係の購入となります。備品については本当に細かなものが積み上がってきておるんですけれども、机、ベッド、洗濯機、乾燥機、椅子そうしたものを購入させていただいて、受入体制を整備していきたいという内容です。

それから、その下です。5文化財保護費、003文化財保護費として業務運営関係委託料13万2,000円の予算計上があります。これについては、沢田地内にあります町指定天然記念物の大杉、ここで枝折れが発生をいたしております、その治療、養生といいますか、治療を行いたいというものでしてその経費を予算計上しております。

次のページに行ってください、18ページです。教育費、保健体育費、1保健体育総務費、003保健体育施設費です。修繕料として22万円の予算計上がしてございます。これはグラウンドゴルフ場に券売機を設置しておりますけれども、その新紙幣に対応するための経費でございます。

それから、1つ飛ばして作業委託料として36万3,000円。これは蔵木のグラウンドゴルフ場がございまして、そちらの桜の木がありますけれども、その剪定を行いたいというこういう内容でございます。

それから、その下です。公債費、公債費、2利子、003長期債利子です。これにつきまして

は、額の確定を見たというところで予算計上いたしております。２８９万円の減額ということです。

○議長（安永 友行君） 歳出については、説明は終わりましたんで、ここで１０分間休憩します。

午後２時１９分休憩

.....

午後２時２９分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

一般会計補正予算（第４号）の説明ですが、歳出については終わっておりまして、今から歳入に入りますので、野村総務課長のほうから説明をしていただきます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、歳入予算のほうを説明させていただきます。

予算書につきましては、７ページをお開きください。

まず、国庫支出金、国庫補助金、１総務費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。これにつきましては、今回の歳出予算に併せて予算計上させていただいたものでございます。

それから、その次の県支出金、県補助金であります。５農林水産業費県補助金、県単農地集積促進事業補助金１，４６７万５，０００円。これは、歳出予算と同額でございますけれども、先ほど説明をいたしました立河内地内における圃場整備事業に係る部分ということです。

それから、その下の８消防費県補助金、被災者生活再建支援補助金です。これは、先ほど歳出では防災総務費のところで御説明申し上げました１００万円の歳出に対して５０万円、２分の１について県の補助が得られるというもので見ていただければと思います。

それから、次のページに移ります。

財産収入、財産運用収入、１財産貸付収入、医師住宅貸付収入１７２万９，０００円が予算計上してございます。これは、病院の関連予算というところでお読み取りをいただければと思います。

それから、その下の寄附金、寄附金、１寄附金、企業版ふるさと納税活用寄附金２０万円の予算計上があるかと思います。歳出で言いますと、企画総務費のところで、手数料と補助金という、この２つに分けてまして歳出では説明しましたけれども、その部分のところで見ていただければと思います。

それから、繰入金、基金繰入金、１財政調整基金繰入金です。１億９，４９１万円の減額がしてございます。これにつきましては、これまで措置した繰入金を減額すると。いわゆる積み戻しを行うというところでお読み取りください。

それから、その下の３ふるさと創生基金繰入金です。これにつきましては、この歳出でいいま

すと、交流研修センターの、主には整備費です。備品購入等の整備費を歳出では予算計上いたしました。その財源となるというところでお読み取りいただければと思います。

それから、予算書 8 ページの一番下です。繰越金、繰越金、1 繰越金です。純繰越金として 2 億 3,042 万 3,000 円、決算に伴いまして額が確定いたしましたので、予算を計上いたしております。

次のページに行ってくださいまして、9 ページです。諸収入、雑入、12 消防費雑入、消防団員退職報償金、これは 260 万 4,000 円、歳出予算と同額の予算計上でございます。

それから、その下、町債、町債、1 過疎債から 15 臨時財政対策債までであります。今回の歳出予算、あるいは金額の確定、そうしたもので財源としての調整、そうしたものをさせていただいているというところでお読み取りをいただければというふうに思います。

以上、議案第 60 号令和 5 年度吉賀町一般会計補正予算（第 4 号）についての説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。11 番、庭田議員。

○議員（11 番 庭田 英明君） 議長にお願いなのですが、10 ページに光熱費対策の金額がずらずらっと出ていますけど、各施設と金額、説明はあったんですけど聞き取れませんでしたので、ペーパーで提出するようにお願いしたいんですが。

○議長（安永 友行君） 総務課長。

最終日の予算審議のときでよろしいですか。（発言する者あり）

それでは、それまでに用意できるそうですので、そうします。

ほかにありませんか。4 番、桑原議員。

○議員（4 番 桑原 三平君） 参考資料 24 ページの吉賀町アンテナショップ 20 周年記念イベント（案）、これは、あくまでも町が主催でやられるということですが、関係者を招待してと書いてあるわけですが、関係者の詳細が分かれば教えていただけますか。

○議長（安永 友行君） 堀田産業課長。

○産業課長（堀田 雅和君） 所管課であります産業課のほうからお答えさせていただきます。

今の関係者は、案の段階ではございますけど、例えば廿日市市長であるとか、アンテナショップの取引先の関係者、あるいは広島六日市会とか山陽柿木会の方といったようなところを、今ピックアップしている最中でございまして、まだ詳細には誰を呼ぶかというのは決めていませんけど、そういった方々を呼んで、したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 4 番、桑原議員。

○議員（４番 桑原 三平君） 現時点において、経済委員会で審査しています食と農・かきのきむら企業組合に対する関連も少しあるものですから、こうした交流、要するに、地域間交流のための施設を、大いにこうしたイベントで盛り上げていくということに対して、私は歓迎するものですので、こうした事業は、できるだけイベントというか事業を進めていくのは、大変有効ではないかと思っております。

その点、担当課において、今後の状況について、こういった事業は進める予定があるのかどうかお伺いします。

○議長（安永 友行君） 堀田産業課長。

○産業課長（堀田 雅和君） ちょっとよく分からなかったんですけど、事業の関係でしょうか、イベントの関係でしょうか。（発言する者あり）あ、いいですか。すみません。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 産業課長に代わってお答えをさせていただきます。

実はですね、このイベントにつきましては、当初予算で上げたかった案件でございます。

なぜ、当初予算でこの案件についての予算計上をしなかったかということなんですけど、一つ、やはりコロナの関係がございました。せっかくやるイベントも、結果的にそのコロナの関係で開催できないということになるといけませんので、少しコロナの状況を見てということで、そうしているうちに５月連休明けに、従来の２類相当から５類に緩和されたということと、少しずつ人の流れを含めて、経済は戻りつつありますので、であればこの時期にやろうと。

それから、この開催日も１１月の２３日ということにさせていただいておりますが、寒くならないうちにやらないと品ぞろえができないということ。

それから、もう一つは、ちょうど１１月ということになりますと、きん祭みん祭農業文化祭、それから、柿木の道の駅ではまたイベントもございます。

そうして、この消去法でいくと、この１１月２３日しか日が空かないということで、関係者の皆さんに協議をさせていただいて、この日を決めさせていただいたということでございます。

それから、２０周年という大きな節目の年でありますし、先ほどもお話がございましたが、今年度は、津和野街道のつながりで、吉賀町・津和野町・廿日市市で協定を結ばさせていただいて、いよいよ津和野街道を軸にした観光交流等が始まっていきますので、そのタイミングでということで、非常にいい時期をいただいたというふうに考えております。

あくまで、このアンテナショップは、吉賀町のアンテナショップでございます。

運営につきましては、企業組合様のほうへお任せをしているわけでございますが、町のほうが当然主催者となって、このイベントをさせていただきたいということです。

あと、これからのことということになりますが、こうした記念イベントというのは、やはりそ

の年々で節目の年ということになりますので、今から5年後、10年後というふうになろうかと思いますが、それはそれとしても、やはりアンテナショップをしっかりと町の施設として盛り上げていくというためには、平時においてもそうしたイベントの開催はやっていきたいなというふうに思っております。

私も極力時間の空くときには、餅つきのイベントがあれば餅つきの支援に行かせてもらったり、この前も鮎等の販売もしてもらいましたが、そこに足を運ばせていただいたりということで、日常的にそうしたイベントもありますので、極力そうしたところにも、町のほうとして支援をさせていただいて、このアンテナショップを盛り上げていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 16ページの一番下なんですが、7月の大雨による倒木で屋根が壊れたということで100万円の補償をするということなんですが、別にこれに反対も何もないんですが、もう少し、場所はどの辺か、それと、町民のほうから町に対して補償をしてくれという申請があったのかどうか、その辺について、今後のこともありますので、もう少し詳しくお聞かせいただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 先ほどの説明がちょっと不十分で大変失礼しました。

場所につきましては、柿木地内ということです。さらにもう少し具体的に言いますと、柿木庁舎の反対側といいたいでしょうか、その民家ということになります。

民家の敷地内に立っていた、非常に太い木なんですけれども、それが大雨によって倒木し、隣の家の屋根を直撃したような格好であります。

今回この支援金ですけれども、直撃を受けた家の所有者に対して支援金をですね、補償という言葉が、補償ではなくて支援金ということです。

これにつきましては、先ほどの説明でちらっと言いましたけれども、要綱に定めがありまして、その条件に合致する場合には、支援金をその方に支払うというような、こうした制度であります。

今回そうしたケースが発生しましたので、それに従って今回予算計上させていただいた、こうした内容でございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） その関連ですが、6月議会的时候も、町の観光施設の看板が倒れて、下の車に落ちて、その乗用車の補償をしたということもありまして。そのときも同僚議員が、そういうこともあるので町の関連、後から補償しなければならないような施設、施設といいたし

ようか、そういうことについてはしっかり点検をしておけば防げるのではないかという、同僚議員が質問しましたが、やはり今回もそういうようなことも事前に、まあ、大雨の種類にもよりますが、事前に調べて危ないところを点検しておけば、こういうこともなかったのではないかと思うんですが、その点について、今後どういうふうにするかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 私の説明がまた不十分で大変失礼しました。

この倒れた倒木ですけれども、これはあくまでも民有です。今、議員さんがおっしゃられた、町有であれば、当然そのようなことも起ころうかと思えますけれども、このたびのケースについては、民有のその立木が民有の建屋に対してそうしたことがあったという、こういう事案でございますので、そのように御理解いただければというふうに思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） 10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） 今の課長の説明、ちょっと分かりにくかったんですが。

ということは、例えば、どこでも隣の家の木がこけかかって家が壊れたというときは、今の支援金というのが出るわけなんですか、今の話し方でいえば。たまたま水害であったのか、台風でも倒木が、裏の木が倒れて家に引っかかって壊れたというときでも、出るわけですか、支援金というのは。

民有から民有に落ちたということ、どうもちょっと合点がいかんような気がするんですが。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 今制度の概要といいますか、重要な部分を申し上げます。

原因が自然災害であること、それから住家であること、人が住む家ということです。そして、その被害が一定程度以上であることという、3要件といいますか、まず前提にそうしたものがあります。

今回のケースがそれに合致したということで、この制度を使つての支援金をお出しできるという、こういうことになっております。

先ほど申し上げた3つ目の、被害の程度というのが、これはよく報道でもいろいろとありますけれども、災害救助法に基づく被害で住宅被害を受けた、そうしたときに災害救助法が適用になれば、またちょっとレベルが違うんですけれども、相当な被害を受けないとそうした支援金というのは出ません。

ですが、実際に今回動かすこの要綱ですけれども、国が定めている法律に基づく、そこではカバーし切れない部分について、さらにその部分について、県とその該当自治体が半分半分の経費を出し合って、幾らか災害救助法レベルで対処できない部分をカバーしていくということになり

ます。

ですが、この支援金を使う条件を見てみましても、相当な被害を受けないと、この支援金の対象にはなり得ないということであります。

なかなか、数値的なものとか実際の例をお見せできればいいんですけども、例えば自然災害、風が吹いて窓が壊れた、そうしたものについてはこの対象にはなり得ません。相当、家に——住めなくなるといってはあれですけど、居住することが非常に困難な状況に陥るぐらいの程度にならないと、この支援制度が動いてこない、こういうふうになっております。

そうした制度ということを御理解いただけましたらというふうに思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） 10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） 私も議員に出て10年ちょっとたちましたが、この間ではこういうふうな適用というのは初めてなような気がするんですが。今まで48豪雨とか、こういういろんな災害、大きな、この町内でも抜月とか高尻のほうまでも壊れて、ああいうふうなときも今のこういうふうなのが使われておったという例があるわけですか。

悪いことじゃないからいいんですが、今後のためにですね、一応、皆さんも私も知ったほうがいいかなと思いました。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 今回予算計上しております正式な名称で申し上げますと、吉賀町被災者生活再建支援金支給事業というもので、その実施要綱に基づくということです。

この要綱自体が、平成20年の7月に制定をいたしておりまして、それ以前についてはこうした制度はなかったんだろうというふうに思います。それ以降であります。

本制度をこれまで活用実績というか支給実績といいますか、それについてはありませんでした。今回初めてのケースでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） はい。それでは、質疑がないようですが、日程第30、議案第60号令和5年度吉賀町一般会計補正予算（第4号）の質疑は保留をして、次に行きます。

日程第31. 同意第1号

○議長（安永 友行君） 日程第31、同意第1号吉賀町功労表彰者の選定同意についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、同意第1号吉賀町功労表彰者の選定同意についてであります。

別紙の者を吉賀町功労表彰者に選定したいので、吉賀町表彰条例（平成17年吉賀町条例第4号）第8条の規定により、議会の同意を求める。

令和5年9月8日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします総務課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、吉賀町功労表彰者の選定同意について説明を申し上げます。

最初に、参考資料を御覧いただければと思います。

ページにつきましては、26ページからということになります。

参考資料の26ページに表彰条例、それから審議会規則、それから次のページの27ページから28ページにかけて審査基準要綱を示しておるところであります。

この内容につきましては、昨年と変わっておりませんので、お読み取りをいただければというふうに思います。

この条例、規則、そして要綱に基づきまして、本年7月に関係団体へ推薦依頼を行いました。その関係団体から推薦された方々について、8月17日付で、町長から表彰審議会に諮問を行い、翌日の18日に審議会を開催いただき、その推薦された方々についての審議をいただいたということです。

そして、8月21日付で審議会から答申を受け取ったというものでありまして、本日は、その結果をもって、同意議案として提出をしておるという経過でございます。

議案のほうに戻っていただきまして、議案別紙ということです。議案別紙の被推薦者の名簿を御覧いただければと思います。この被推薦者のそれぞれの御功績につきましては、名簿の右側に記載しておりますので、御覧いただければと思います。

表彰区分、それからお名前を読み上げさせていただきます。

まず、選挙管理委員村上禎様、行政相談委員村上禎様、行政相談委員桑原恒夫様、保健医療福祉功労杉崎輝子様、同じく保健医療福祉功労木村與志雄様、教育功労桑原恒夫様、文化功労杉山バンド様でございます。

以上、同意第1号吉賀町功労表彰者の選定同意についての説明を終わります。どうぞよろしく
お願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいですね。

質疑はないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第31、同意第1号吉賀町功労表彰者の選定同意についてを採決します。本案は原案のと
おり決定することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決は締め切ります。

全員賛成です。したがって、日程第31、同意第1号吉賀町功労表彰者の選定同意については、
同意することに決定をいたしました。

賛成（11名）

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	桑原 三平君
河村由美子君	松蔭 茂君
河村 隆行君	大庭 澄人君
藤升 正夫君	中田 元君
庭田 英明君	

反対（0名）

日程第32. 同意第2号

日程第33. 同意第3号

日程第34. 同意第4号

○議長（安永 友行君） 日程第32、同意第2号吉賀町固定資産評価審査委員会委員の選任同意

についてから日程第34、同意第4号吉賀町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてまでを一括議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、引き続いて3案件について、一括で上程をさせていただきます。

同意第2号吉賀町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について。

下記の者を吉賀町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記。住所、吉賀町□□□□□□□□、氏名、中村哲也、昭和□□□□□□□□生。

令和5年9月8日提出、吉賀町長岩本一巳。

提案理由は、吉賀町固定資産評価審査委員会委員中村哲也氏の任期が、令和5年11月10日をもって満了するため、次期委員を選任しようとするものであります。

続きまして、同意第3号吉賀町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について。

下記の者を吉賀町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記。住所、吉賀町□□□□□□□□、氏名、田原和之、昭和□□□□□□□□生。

令和5年9月8日提出、吉賀町長岩本一巳。

提案理由、吉賀町固定資産評価審査委員会委員田原和之氏の任期が、令和5年11月10日をもって満了するため、次期委員を選任しようとするものであります。

同意第4号吉賀町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について。

下記の者を吉賀町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記。住所、吉賀町□□□□□□□□、氏名、齋藤千晴、昭和□□□□□□□□生。

令和5年9月8日提出。吉賀町長岩本一巳。

提案理由、吉賀町固定資産評価審査委員会委員齋藤幹子氏の任期が、令和5年11月10日をもって満了するため、次期委員を選任しようとするものであります。

以上、3案件についてどうかよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 本議題については詳細説明はしません。

提案者の提案理由の説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。質疑はありませんか。

6番、松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂君） この質問は、誠に僭越でございますが、吉賀町固定資産評価審査委員会委員は、どういう仕事をするのですか。仕事の具体的な説明をお願いします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 仕事の内容ということでございます。これにつきましては、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査、決定するために、固定資産評価審査委員会を設置する、そして今回は、その委員の選任をお願いしたいというものであります。

業務については、課税台帳に登録された価格、これに対して不服の申立てができるということになっております。これが出たときに、さてそれが、その内容がどうなのかというところを審議をするという、これがこの委員会委員の業務、仕事ということになっております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 6 番、松蔭議員。

○議員（6 番 松蔭 茂君） ちょっと確認です。初めがよく分からなかったんですが、個人の固定資産を評価したときに、不服があったときに、この委員さんが審査する。不服を審査するんですか。例えば私のところの家なりを評価して、それはおかしいのではないかという部分、不服があったときに、委員さんはどういう仕事をするんですか。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） ちょっと一般論的な話になって恐縮ですが、いわゆる不服の申立てを受けましたら、その内容が、まずは、この制度に合致しているかどうかというところを見ます。さらに、この制度に合致した不服の申立てであれば、今度は内容の審査に入ります。そして、それ以降については、実際にはその中身次第ということになるんだろうと思いますけれども、それに向けて、申立てを受けた、簡単に言うと申立てをした方の言い分が正しいというか、正しいか正しくないのかという、ちょっと簡単に申し上げますけれども、そうしたところを審査をしていくという業務ということになります。

よろしいですか。

○議長（安永 友行君） 6 番、松蔭議員。

○議員（6 番 松蔭 茂君） 資格は要らないわけですね。例えば、不動産鑑定士とか、そういうのはなくても誰でもできるということですね、議会で同意を得れば。要するに、特別な資格はなしにこの委員になれるということですか。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 委員になる資格ということでよろしいでしょうか。この委員になるために、条件といたしますか、それは法律で定めがございます。

この委員につきましては、当該市町村の住民、あるいは市町村税の納税義務がある者、あるいは固定資産の評価について学識経験を有する者、こうしたものが条件になっているというところであります。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論、採決をそれぞれに行います。

日程第３２、同意第２号吉賀町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についての討論を行います。

これは、それぞれですので、よろしくお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第３２、同意第２号吉賀町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は１のボタン、反対の方は２のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。全員賛成です。したがって、
日程第３２、同意第２号吉賀町固定資産評価審査委員会委員の選任同意については、同意することに決定しました。

賛成（１１名）

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	桑原 三平君
河村由美子君	松蔭 茂君
河村 隆行君	大庭 澄人君
藤升 正夫君	中田 元君
庭田 英明君	

反対（０名）

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第３３、同意第３号吉賀町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第３３、同意第３号吉賀町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は１のボタン、反対の方は２のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。全員賛成です。したがって、
日程第３３、同意第３号吉賀町固定資産評価審査委員会委員の選任同意については、同意することに決定しました。

賛成（１１名）

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	桑原 三平君
河村由美子君	松蔭 茂君
河村 隆行君	大庭 澄人君
藤升 正夫君	中田 元君
庭田 英明君	

反対（０名）

○議長（安永 友行君） 日程第３４、同意第４号吉賀町固定資産評価審査委員会委員の選任同意
について討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第３４、同意第４号吉賀町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は１のボタン、反対の方は２のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。全員賛成です。したがって、
日程第３４、同意第４号吉賀町固定資産評価審査委員会委員の選任同意については、同意するこ

とに決定しました。

賛成（１１名）

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	桑原 三平君
河村由美子君	松蔭 茂君
河村 隆行君	大庭 澄人君
藤升 正夫君	中田 元君
庭田 英明君	

反対（０名）

○議長（安永 友行君） それでは、以上で本日の日程は全部終了しましたので、本日はこれで散会いたします。御苦勞でございました。

午後３時09分散会
